

令和2年度

全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

はじめに

令和2年度の全国的障害児入所施設実態調査を報告するにあたり、各施設におかれましては新型コロナウイルス感染防止等への対応をされている中で、本調査にご協力いただき厚く御礼を申し上げます。

今年度調査では、令和2年3月からの一斉休校や緊急事態宣言の発出による利用控えなどにより、新型コロナウイルス感染症の影響が9割近い施設が実施している短期入所事業において顕著に表れており、前回調査比で利用実人数2,480人から1,080人、また延利用件数6,727件から2,939件に、延日数では16,760日から10,242日と、いずれも大幅に減少しています。

一方で、日中一時支援については、これまで他福祉サービス等の充実により年々減少していたものが、前回調査比では、実施施設135施設から127施設に減少しているものの、実人員2490人が4334人、また延人数35,898人が47,556人と大幅に増加しています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、半世紀振りに職員配置基準が見直され、4.3:1から4:1となりましたが、本調査では職員配置の定員比3:1以下の施設が138施設(78.9%)、在籍比では2:1以下の施設が111施設(63.4%)と過半数を超え、既に手厚い職員配置がなされていることがみてとれます。また、同改定では地域移行に関しソーシャルワーカーの配置加算が新設されるとともに、令和3年3月末までとされていた在所延長規定の廃止にかかる経過措置期間が更に1年間延長されました。

本調査では過齢児数は年々減少傾向にあるものの、882人が調査基準日時点で入所しており、20歳以上の在籍が0%の施設が、前回調査130施設から50施設に減少しています。経過施設では施設外からの新たな入所ができないことを考えると、高等部卒業後に移行できず児童施設に滞留していたことが推察されます。

厚生労働省の「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」における検討をはじめ、過齢児はもとより、高等部卒業後の円滑な移行に向けた早期からの取り組みなど、過齢児の解消に向けた動きにも注視していく必要があると思います。

本調査は各施設が直面している様々な課題等の解消に向けた要望・提言につながる資料となります。調査回答にあたっては、多大なご負担をお掛けすることとなりますが、趣旨をご理解の上、今後とも皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和3年3月

児童発達支援部会

副部会長 福 山 大 介

目 次

はじめに	77
調査経過	80
I 施設の状況	81
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の状況	
II 児童の状況	88
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	

(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
Ⅲ 施設の設定・環境と暮らしの状況	111
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の実施状況	
Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況	116
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
Ⅴ 施設運営・経営の課題	121
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の対応方針	
(3) 今後の児童施設の定員	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調 査 票 C	128

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（228施設）に送付

調査日 令和2年6月1日

回答数 175施設 回収率 76.8%

- 調査データは、令和2年6月1日を基本とし、令和元年度（2019. 4. 1～2020. 3. 31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「令和元年調査」「前年度調査」の表記は、令和元年度全国知的障害児施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

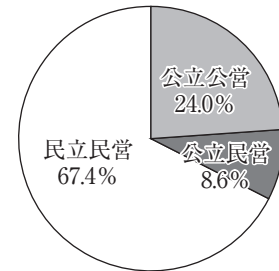
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象 施設数	回答 施設	回収率	定員	現員	うち 措置	契約	充足率	措置率	元年 充足率	元年 措置率
北海道	1	北海道	11	10	90.9	345	309	183	126	89.6	59.2	91.4	60.9
	2	青森	7	7	100	189	122	37	85	64.6	30.3	59	30.4
	3	岩手	4	3	75	100	84	18	66	84.0	21.4	83	41.0
	4	宮城	2	2	100	70	55	29	26	78.6	52.7	80	53.6
	5	秋田	3	3	100	35	30	11	19	85.7	36.7	100	12
	6	山形	3	2	66.7	60	32	12	20	53.3	37.5	56.7	29.4
	7	福島	8	7	87.5	245	190	69	121	77.6	36.3	74.7	49.2
		小計		27	24	88.9	699	513	176	337	73.4	34.3	72
関東	8	茨城	7	6	85.7	190	184	107	77	96.8	58.2	92	50
	9	栃木	4	4	100	85	77	57	20	90.6	74.0	102	66.7
	10	群馬	3	3	100	106	98	58	40	92.5	59.2	94.3	60
	11	埼玉	5	4	80	205	118	70	48	57.6	59.3	61.2	55.3
	12	千葉	9	6	66.7	221	163	111	52	73.8	68.1	80.6	55.7
	13	東京	6	5	83.3	342	265	109	156	77.5	41.1	80.5	50.9
	14	神奈川	14	12	85.7	496	390	247	143	78.6	63.3	86.1	70.0
	15	山梨	1	1	100	70	45	37	8	64.3	82.2	67.1	83.0
	16	長野	1	1	100	30	29	15	14	96.7	51.7	96.7	51.7
	小計		50	42	84	1,745	1,369	811	558	78.5	59.2	82	59.9
東海	17	静岡	9	7	77.8	310	211	161	50	68.1	76.3	71.3	79.9
	18	愛知	7	5	71.4	243	213	186	27	87.7	87.3	76.9	95.3
	19	岐阜	2	1	50	40	34	26	8	85.0	76.5	80	51.6
	20	三重	4	4	100	120	105	78	27	87.5	74.3	86.3	82.6
		小計		22	17	77.3	713	563	451	112	79.0	80.1	75.7
北陸	21	新潟	8	6	75	115	84	25	59	73.0	29.8	64	39.6
	22	富山	2	2	100	100	48	33	15	48.0	68.8	52	57.7
	23	石川	4	3	75	100	21	15	6	21.0	71.4	52.5	66.7
	24	福井	1	1	100	20	18	10	8	90.0	55.6	80	56.3
		小計		15	12	80	335	171	83	88	51.0	48.5	60
近畿	25	滋賀	4	3	75	265	112	61	51	42.3	54.5	40.4	51.4
	26	京都	4	3	75	110	105	37	68	95.5	35.2	85.5	35.1
	27	大阪	8	6	75	310	276	205	71	89.0	74.3	87.4	72.9
	28	兵庫	10	6	60	351	341	84	257	97.2	24.6	93.1	43.0
	29	奈良	2	1	50	30	25	0	25	83.3	0	76.8	71.2
	30	和歌山	2	1	50	50	41	31	10	82.0	75.6	83.8	64.2
		小計		30	20	66.7	1,116	900	418	482	80.6	46.4	76.2
中国	31	鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	41.5	63
	32	島根	6	5	83.3	110	71	31	40	64.5	43.7	67	58.2
	33	岡山	4	2	50	75	61	35	26	81.3	57.4	75.2	83.0
	34	広島	10	6	60	122	84	62	22	68.9	73.8	78	57.7
	35	山口	2	1	50	50	38	21	17	76.0	55.3	87.9	55.2
		小計		23	14	60.9	357	254	149	105	71.1	58.7	71.1
四国	36	徳島	3	3	100	110	86	50	36	78.2	58.1	90	56.6
	37	香川	2	2	100	56	40	27	13	71.4	67.5	75	59.5
	38	愛媛	6	4	66.7	110	71	17	54	64.5	23.9	61.8	30.9
	39	高知	2	0	0	0	0	0	0	0	0	96.7	41.4
		小計		13	9	69.2	276	197	94	103	71.4	47.7	77.8
九州	40	福岡	7	4	57.1	150	111	98	13	74	88.3	81.3	80.2
	41	佐賀	2	1	50	40	22	16	6	55	72.7	67.1	74.5
	42	長崎	2	1	50	40	39	19	20	97.5	48.7	0	0
	43	熊本	7	6	85.7	240	182	87	95	75.8	47.8	80.4	45.3
	44	大分	3	2	66.7	60	47	19	28	78.3	40.4	83.8	37.3
	45	宮崎	5	4	80	140	116	66	50	82.9	56.9	70	46.4
	46	鹿児島	7	5	71.4	98	86	26	60	87.8	30.2	81.8	35.2
	47	沖縄	4	4	100	74	54	27	27	73.0	50	70.7	46.6
	小計		37	27	73	842	657	358	299	78.0	54.5	78.4	54.1
総計			228	175	76.8	6,428	4,933	2,723	2,210	76.7	55.2	77.5	59.0

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目があることを踏まえての調査結果の分析とする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象228施設のうち、回答のあった175施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委譲が徐々に進んできている。しかしながら、地区別では東北、北陸が公立施設の割合が高くなっている。



設置主体別の状況

表1 施設数

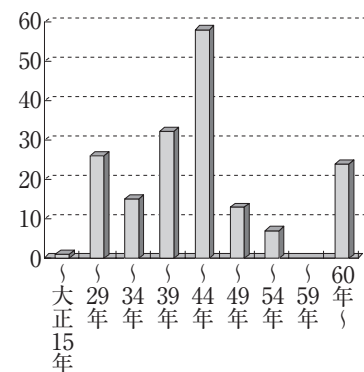
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	175		10	24	49	10	8	24	17	10	29
%	100		4.4	12.2	23.9	10.6	4.4	13.3	9.4	5.6	16.1
公立公営	42	24.0	1	9	9	6	6	3	2	1	5
公立民営	15	8.6	0	4	3	1	1	1	0	0	5
民立民営	118	67.4	9	11	30	10	5	16	12	8	17
※地区別民立施設比率			90.0	45.8	71.4	58.8	41.7	80.0	85.7	88.9	63.0

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和30年から49年の約20年間に117施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後、昭和60年以降に23施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	26	14.9
昭和30年～34年	15	8.6
昭和35年～39年	31	17.7
昭和40年～44年	57	32.6
昭和45年～49年	14	8.0
昭和50年～54年	8	4.6
昭和55年～59年	0	0
昭和60年～	23	13.1
計	175	100



3. 経過的障害者支援施設の指定状況

表3 経過的障害者支援施設の指定状況

	施設数	%
指定を受けている	76	43.4
指定を受けていない	99	56.6
計	175	100

経過的障害者支援施設の指定状況〔表3〕は、「指定を受けている」施設は76施設（43.4%）,「指定を受けていない」施設が99施設（56.6%）であった。指定を受けていない事業所は、すでに事業の移行を済ませたものと推察される。

4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表4〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、令和2年4月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に225か所あり、10か所以上（神奈川14、愛知13、東京141、大阪10）設置している自治体もあるが、支所・分室を除けば都道府県に2か所から3か所の設置が（24都道府県、51.0%）最も多い状況にある。なお、9割近い施設が2から4カ所を中心に多数の児童相談所と関わりを有している。

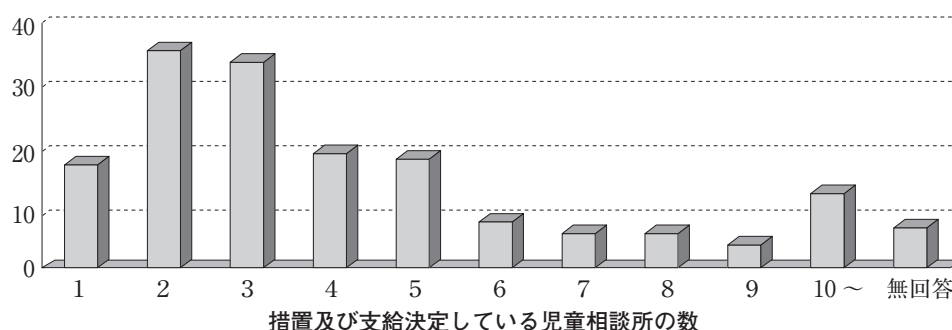


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	18	10.3
2か所	38	21.7
3か所	36	20.6
4か所	20	11.4
5か所	19	10.9
6か所	8	4.6
7か所	6	3.4
8か所	6	3.4
9か所	4	2.3
10か所～	13	7.4
無回答	7	4.0
計	175	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が94施設（53.7%）と最も多く、次いで2都道府県が49施設（28.0%）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	94	53.7
2 都道府県	49	28.0
3 都道府県	11	6.3
4 都道府県	5	2.9
5 都道府県以上	4	2.3
無回答	12	6.9
計	175	100

出身区市町村の数〔表6〕では、「1～5区市町村」が50施設（28.6%）と最も多く、次いで「6～10区市町村」が44施設（25.1%）であった。

なお、11区市町村以上については66施設（37.71%）あり、移行支援では業務範囲が広域に及んでいることが推察される。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5 区市町村	50	28.6
6～10 区市町村	44	25.1
11～15 区市町村	36	20.6
16～20 区市町村	13	7.4
21～25 区市町村	10	5.7
26～30 区市町村	5	2.9
31 区市町村～	2	1.1
無回答	15	8.6
計	175	100

5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は6,428人。1施設当たりの平均定員数は36.7人。設置主体別に公立系は2,359人（36.7%）、民立は4,069人（63.3%）であった。

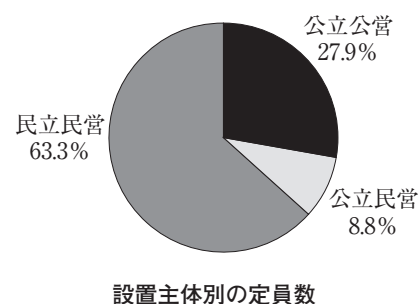


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	6,428	—	345	699	1,745	713	335	1,116	357	276	842
%	—	100	5.4	10.9	27.1	11.1	5.2	17.4	5.6	4.3	13.1
公立公営	1,794	27.9	27	270	543	323	185	166	56	35	189
公立民営	565	8.8	0	115	150	50	10	80	0	0	160
民立民営	4,069	63.3	318	314	1,052	340	140	870	301	241	493
* 民立定員比率 (%)			92.2	44.9	60.3	47.7	41.8	78.0	84.3	87.3	58.6

定員規模別施設数〔表8〕は、定員30人の施設が51施設（29.1%）が最も多く、次いで31人～40人の施設が37施設（21.1%）、11人～29人の施設が30施設（17.1%）であった。

表8 定員規模別施設数

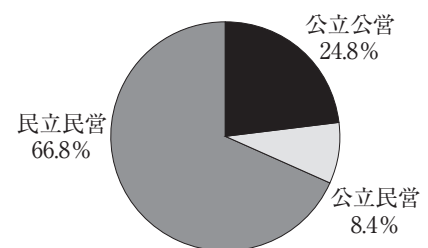
	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	15	8.6	4	7.0	11	9.3
11～29人	30	17.1	7	12.3	23	19.5
30人	51	29.1	15	26.3	36	30.5
31～40人	37	21.1	13	22.8	24	20.3
41～50人	17	9.7	6	10.5	11	9.3
51～70人	14	8.0	5	8.8	9	7.6
71人以上	11	6.3	7	12.3	4	3.4
計	175	100	57	100	118	100

6. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、4,933人（定員6,428人）である。設置主体別では、公立公営1,224人（24.8%）公立民営415人（8.4%）、民立民営3,294人（66.8%）であった。

男女別では、男3,363人（68.1%）、女1,570人（31.9%）であった。



設置主体別の在籍数

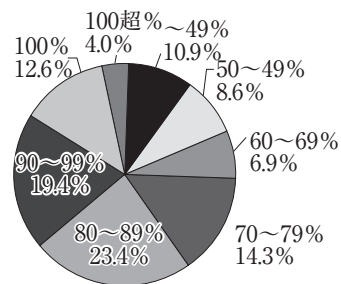
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,363	68.2	205	376	1,083	239	123	583	179	136	439
	女	1,570	31.8	104	137	497	113	48	317	75	61	218
	計	4,933	100	309	513	1,580	352	171	900	254	197	657
公立 公営	男	840	68.6	8	121	339	57	81	97	26	17	94
	女	384	31.4	4	47	159	33	28	38	20	6	49
	計	1,224	100	12	168	498	90	109	135	46	23	143
公立 民営	男	282	68.0	0	62	82	0	2	47	0	0	89
	女	133	32.0	0	23	51	0	0	17	0	0	42
	計	415	100	0	85	133	100	2	64	0	0	131
国立 民営	男	2,241	68.0	197	193	662	182	40	439	153	119	256
	女	1,053	32.0	100	67	287	80	20	262	55	55	127
	計	3,294	100	297	260	949	262	60	701	208	174	383

(2) 在籍率

回答施設の充足率〔表11〕は、全体で76.7%と前年度調査と比べて0.8ポイント減少した。

充足率（定員比）状況〔表10〕をみると、「80～90%未満」が41施設（23.4%）、「90～100%未満」が34施設（19.4%）の順で多く、充足率90%以上の施設は63施設（36%）である。充足率90%以上の施設を設置主体別でみると、公立8施設（14.0%）、国立55施設（46.6%）。また充足率50%未満は19施設で、僅かではあるが增加している。



充足率の分布

表10 充足率（定員比）の状況

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	19	15	12	25	41	34	22	7	175
%	10.9	8.6	6.9	14.3	23.4	19.4	12.6	4.0	100
公立	10	7	6	12	14	4	3	1	57
%	17.5	12.3	10.5	21.1	24.6	7.0	5.3	1.8	100
国立	9	8	6	13	27	30	19	6	118
%	7.6	6.8	5.1	11.0	22.9	25.4	16.1	5.1	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	42	1,794	1,224	68.2
公立民営	15	565	415	73.5
国立民営	118	4,069	3,294	81.0
計	175	6,428	4,933	76.7

7. 措置・契約の状況

全在籍者〔表12〕のうち措置が2732人（55.2%）、契約が2210人（44.8%）となっている。また、設置主体別では、公立公営が措置55.1%、契約44.9%、公立民営が措置55.1%、契約44.9%、民立民営が措置55.3%、契約44.7%であった。

前年度調査と比較すると、措置率がいずれも公立公営で5.5ポイント、公立民営で4.2ポイント、民立民営で3ポイント減少している。

地区別では、東海の措置率80.1%で最も高く、次いで関東・北海道が59.2%、中国の58.3%。措置率が低いのは東北の34.3%であった。措置率については冒頭の回答施設県別一覧に示されたとおり都道府県ごとの格差が著しい状況が続いている。

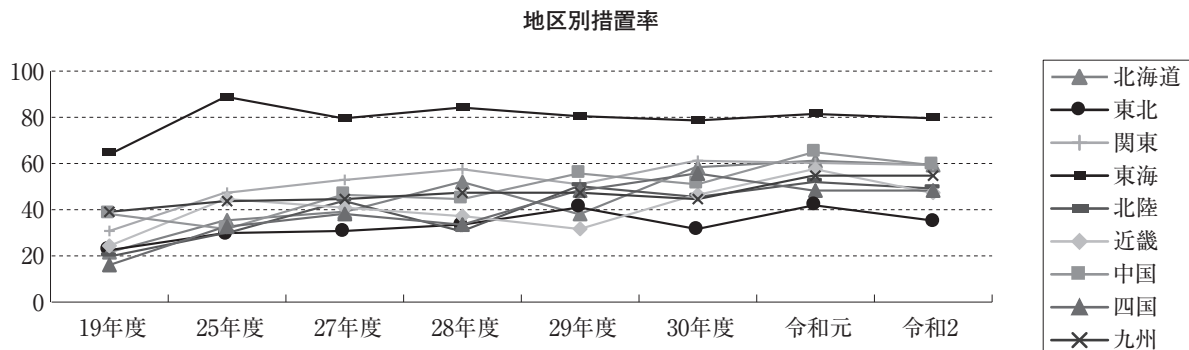


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	68.2	3,363	205	376	939	383	123	583	179	136	439
	女	31.7	1,562	104	137	430	180	48	317	75	61	218
	計	100	4,933	309	513	1,369	563	171	900	254	197	657
	うち措置	55.2	2,723	183	176	811	451	83	418	149	94	358
措置率			55.2	59.2	34.3	59.2	80.1	48.5	46.4	58.7	47.7	54.5
公立公営	男	68.6	840	8	121	255	141	81	97	26	17	94
	女	31.4	384	4	47	122	70	28	38	20	6	49
	計	100	1,224	12	168	377	211	109	135	46	23	143
	うち措置	55.1	674	5	37	194	161	44	93	41	17	82
公立民営	男	68.0	282	0	62	58	24	2	47	0	0	89
	女	32.0	133	0	23	33	18	0	17	0	0	42
	計	100	415	0	85	91	42	2	64	0	0	131
	うち措置	55.2	229	0	40	72	40	2	24	0	0	51
民立民営	男	68.0	2,241	197	193	626	218	40	439	153	119	256
	女	32.0	1,053	100	67	275	92	20	262	55	55	127
	計	100	3,294	297	260	901	310	60	701	208	174	383
	うち措置	55.3	1,820	178	99	545	250	37	301	108	77	225

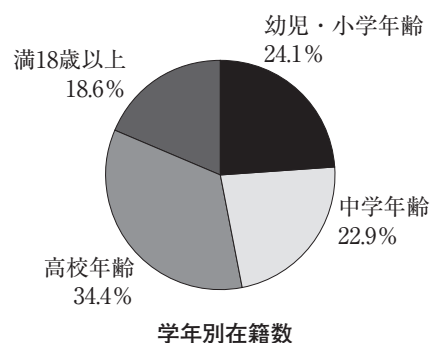
Ⅱ 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

在籍児童数は175施設4,933人で、前年度調査（180施設5,017人）と比較して84人減少しているが、回答施設数が5施設減ったことによる減少とみられ、在籍児童数に大きな変化は見られない。

在籍児を年齢区別にみると、5歳以下が108人（2.2%）、6歳から11歳が1,080人（21.9%）、12歳から14歳が1,130人（22.9%）、15歳から17歳が1,695人（34.4%）で、前年度調査と同様に年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数4,933人に占める18歳未満4,013人の割合は81.4%で前年度調査より3.6ポイント下がった。この要因のひとつとして、在所延長年齢の40歳以上で前年度調査50人（1.0%）が今年度188人（3.8%）と大幅に増えたことがあげられる。



在籍児全体に占める措置（2,723人）の割合は55.2%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は62.5%となっている。それぞれ前年度調査の全体の措置割合59.0%、18歳未満の措置割合64.9%と比べ、措置児童の割合は全体で3.8ポイント、18歳未満では2.4ポイント減少している。

措置児童の割合を年齢区別にみると、5歳以下が82.4%（前年度調査80.6%）、6歳から11歳が67.1%（同70.6%）、12歳から14歳が64.2%（同67.4%）、15歳から17歳が57.1%（同59.4%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向は前年度調査と同様であるが、5歳以下を除き各年代で前年度より若干措置率が下がっている。

また、在所延長年齢の18歳から19歳の措置率は54.8%（前年度調査52.1%）で、半数以上が20歳までの措置延長が適用されており、この年代においては前年度調査から若干措置率が上がっている。

表13 年齢構成（全体）

	人数	%		5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
合計	4,933	100	人数	108	1,080	1,130	1,695	4,013	81.4
男	3,363	68.2	%	2.2	21.9	22.9	34.4	81.4	
女	1,570	31.8	男	75	781	768	1,112	2,736	55.5
うち措置 (再掲)	2,723	55.2	女	33	299	362	583	1,277	25.9
			うち措置 (再掲)	89	725	726	968	2,508	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	不明	小計	%
人数	378	204	112	188	38	920	18.6
%	7.7	4.1	2.3	3.8	0.8	18.6	
男	271	139	79	112	26	627	12.7
女	107	65	33	76	12	293	5.9
うち措置 (再掲)	207	8	0	0	0	215	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、「10歳未満」が0施設、「10～15歳未満」が71施設（40.6%）、「15～18歳未満」が33施設（18.9%）となっている。平均年齢18歳未満の施設については、104施設と前年度調査（111施設）より7施設減少している。無回答の施設を除いて全体に占める割合を比較してみると、前年度調査89.5%から今年度調査はさらに91.2%と1.7ポイント増加しており、回答施設の多くが児童施設として運営していく方向で進んでいることが推察される。

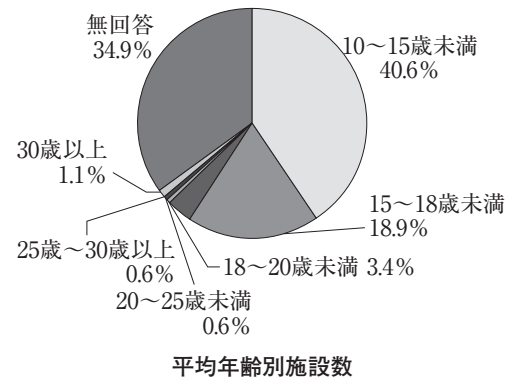


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	0	0
10～15歳未満	71	40.6
15～18歳未満	33	18.9
18～20歳未満	6	3.4
20～25歳未満	1	0.6
25～30歳未満	1	0.6
30歳以上	2	1.1
無回答	61	34.9
計	175	100

(2) 在所延長児童の状況

在所延長児童数は、前年度調査まで10年間以上減少で推移してきたが、今年度調査では、過齡児数及び地区別過齡児比率〔表15〕にみられるように、全体人数で前年度調査（751人）から131人増の882人となった。

表15 過齡児数及び地区別過齡児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	882	23	100	210	33	23	327	19	51	96
%	17.9	7.4	19.5	15.3	5.9	13.5	36.3	7.5	25.9	14.6

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕は、0%は50施設で、前年度調査の130施設から大幅に減少し、「10%未満」と合わせても102施設58.3%と、前年度の150施設83.3%と大きく異なる結果となった。前年度調査では、公立民立ともに在籍率0%の施設数が一番多くそれぞれ7割を超えていたが、今年度調査では、3割を下回り、その分「10%未満」と「10～20%未満」の施設の割合が増えている。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公立	私立
0%	50	28.6	17	33
10%未満	52	29.7	18	34
10～20%未満	29	16.6	9	20
20～30%未満	22	12.6	4	18
30～40%未満	6	3.4	3	3
40～50%未満	3	1.7	1	2
50～60%未満	7	4.0	3	4
60～80%未満	3	1.7	1	2
80～100%未満	3	1.7	1	2
100%	0	0	0	0
計	175	100	57	118

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が最も多く498人（10.1%）、次いで小学校入学年齢の6歳が457人（9.3%）、小学校卒業年齢の12歳が375人（7.6%）となっている。5歳以下の児童は650人（13.2%）で前年度調査より59人の減となった。前年同様に、小学校卒業年齢から中学校卒業年齢で入所する児童の割合が高く、児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期ということが関連していると思われる。一方で就学前及び小学就学年齢の児童は合わせると1,107人（22.4%）を占めており、一人親家庭の増加や貧困などの実情にも目を向けて、社会的養護の必要な子どもへの視点ももちながら丁寧な支援を継続していく必要がある。

表17 児童の入所時の年齢

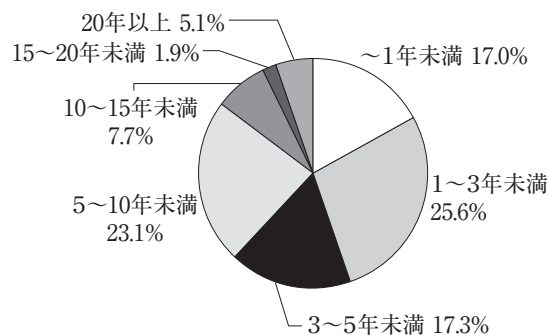
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計
合計	7	42	147	206	248	650
%	0.1	0.9	3.0	4.2	5.0	13.2
男	4	28	107	153	180	472
女	3	14	40	53	68	178

	不明	合計
合計	459	4,933
%	9.3	100

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	457	274	267	265	313	298	375	335	352	498	214	176	3,824
%	9.3	5.6	5.4	5.4	6.3	6.0	7.6	6.8	7.1	10.1	4.3	3.6	77.5
男	331	185	181	182	203	213	256	221	243	339	147	119	2,620
女	126	89	86	83	110	85	119	114	109	159	67	57	1,204

2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、5年から10年未満が1,139人（23.1%）と最も多く、次いで3年から5年未満が855人（17.3%）となっている。また、6ヶ月未満から2～3年未満までの児童数を合わせると2,213人（44.9%）と前年度調査とほぼ同数で、入所時の年齢と在籍期間の状況からも、通過型施設として移行支援に取り組んでいる成果であろう。



在籍期間別の在籍数

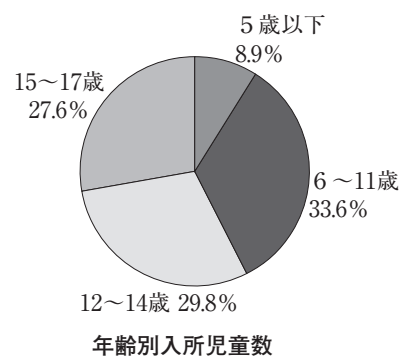
表18 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	計
合計	499	340	725	649	855	1,139	378	95	253	4,933
%	10.1	6.9	14.7	13.2	17.3	23.1	7.7	1.9	5.1	100
男	335	228	485	452	594	777	265	60	167	3,363
女	164	112	240	197	261	362	113	35	86	1,570

3. 入所の状況

(1) 入所児数

2019年度中の新規入所児童数〔表19〕は、全体で883人、前年比5人の増で、回答施設が5施設減ったにもかかわらず、新規入所児童数が増えていることは、それぞれの施設で積極的な移行支援と合わせ、新規の入所受入れを行っていることと捉えることができる。内訳は措置が2019年度入所児童全体の66.5%（587人）、契約が33.5%（296人）で、前年度調査と同様に措置が契約を上回っているほか、措置の割合が前年度と比べ8.8ポイント増加した（前年度調査の措置割合57.7%）。制度改正から10



年以上経過したが危機的状況の児童の割合が増加しているというよりも、むしろ契約が原則ではなく、保護者の状況をも踏まえた上で、子どもの最善の利益の視点で、児童相談所が対応していることがうかがえる。

年齢区分別では、5歳以下が79人（8.9%）、6歳から11歳が297人（33.6%）。12歳から14歳が263人（29.8%）、15歳から17歳が244人（27.6%）で、前年度調査と同様に6歳から11歳の新規入所児童が最も多くなっている。

表19 2019年度中の新規入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	883	79	297	263	244
措置	587	60	206	186	135
	100	10.2	35.1	31.7	23.0
契約	296	19	91	77	109
	100	6.4	30.7	26.0	36.8

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

2019年度入所率	13.7%
-----------	-------

表20 年間新規入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	19	10.9	7	12
1人	12	6.9	5	7
2人	20	11.4	6	14
3人	24	13.7	9	15
4人	28	16.0	5	23
5人	11	6.3	3	8
6人	6	3.4	1	5
7人	14	8.0	4	10
8人	11	6.3	5	6
9人	4	2.3	1	3
10人	9	5.1	3	6
11人以上	17	9.7	8	9
計	175	100	57	118

年間新規入所児童数の状況〔表20〕は、新規入所児童数0人が19施設と前年度調査より10施設増加した一方で、新規に10人以上入所している施設が26施設あることから、18歳という年齢で移行期限が定められている児童施設においては、それぞれの施設で在籍児童の年齢に偏りがあった場合に、その年度によって移行支援の対象となる児童の集中や入退所児童数が大きく変動する状況が生じていることが推察される。

(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

一時保護の委託を受けている事業所は、147施設84.0%となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の姿勢がうかがえる。このことはまさに社会的養護そのものであり、全国で統一した整理等が求められる。委託を受けている場合の受け入れ児童数〔表22〕からは、委託を受けている147施設のうち、127施設86.4%が実際に一時保護が必要な児童を受け入れて支援している。

表21 一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	民立
一時保護の委託を受けている	147	84.0	48	99
委託を受けていない	16	9.1	6	10
無回答	12	6.9	3	9
計	175	100	57	118

表22 委託を受けている場合の受け入れ人数

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	20	13.6	11	9
1人	24	16.3	5	19
2人	16	10.9	4	12
3人	26	17.7	6	20
4人	8	5.4	1	7
5人	5	3.4	1	4
6人	10	6.8	6	4
7人	5	3.4	1	4
8人	3	2.0	0	3
9人	4	2.7	1	3
10～14人	10	6.8	4	6
15人以上	16	10.9	8	8
計	147	100	48	99

(3) 入所の理由

入所の理由〔表23〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。調査結果に前年度と大きな変化は無く、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では「保護者の養育能力不足」が今年度も最も多く46.4%、次いで「虐待・養育放棄」で32.4%となっており、多くの子どもたちが厳しい生活環境に置かれ、「育ち」が十分保障されないような状況にあったとみられる。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要がある。入所時年齢のところでも述べたが、子どもの成長に伴う体力の伸びや要求の強まりなどに伴う日常行動が、家庭内での養育を困難にしている可能性も垣間みえる。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる「親の離婚・死別」や「家庭の経済的理由」及び「保護者の疾病・出産等」の理由での入所も前年度調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響（虐待の誘発や不十分な養育等）を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要がある。特に契約入所の場合にこうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう、制度的対応等についての検討の必要性は、今年度調査でも大きく変わっていないと推察される。

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立」と「行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のために入所する傾向も続いている。背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境に一層視点をあてていく必要がある。

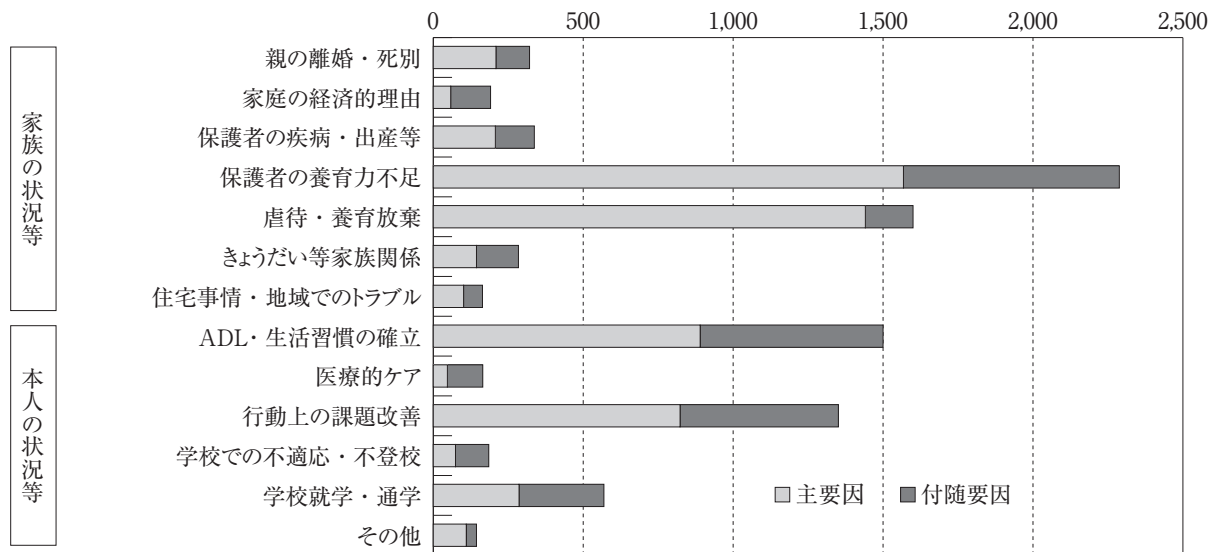
学校就学・通学のための入所については、前年度調査と比べ若干増加し、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえる。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至っ

た児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負い、心に傷を抱えて入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう、個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

表23 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち2019年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	2019年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	103	106	76	36	321	6.5	15	10	21	9	55	6.3
	家庭の経済的理由	43	15	101	32	191	3.9	5	2	13	5	25	2.8
	保護者の疾病・出産等	119	88	93	37	337	6.8	25	18	23	7	73	8.3
	保護者の養育力不足	902	666	556	164	2,288	46.4	158	94	92	35	379	43.2
	虐待・養育放棄	1,361	80	111	48	1,600	32.4	248	8	36	10	302	34.4
	きょうだい等家族関係	64	80	73	67	284	5.8	13	19	22	9	63	7.2
	住宅事情・地域でのトラブル	35	66	28	35	164	3.3	8	12	2	3	25	2.8
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	552	338	362	248	1,500	30.4	81	48	65	29	223	25.4
	医療的ケア	25	22	77	41	165	3.3	6	5	14	16	41	4.7
	行動上の課題改善	420	403	308	220	1,351	27.4	98	52	50	35	235	26.8
	学校での不適応・不登校	38	36	79	32	185	3.8	9	9	15	7	40	4.6
	学校就学・通学	95	191	176	107	569	11.5	25	37	33	24	119	13.6
	その他	75	35	17	17	144	2.9	9	31	8	2	50	5.7
実人数	2,723	2,210	2,723	2,210	4,933	100	587	296	587	296	878	100	



(4) 虐待による入所の状況

被虐待入所児童〔表24〕は、396人と2019年度の入所者に占める割合は44.8%で、前年度調査と比べ、実人数、割合ともに増加している。依然として虐待に歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、虐待の内容〔表26〕のネグレクトをみると在籍児童に占める割合は大きく、虐待の内容それぞれが、複雑に重複して起きることを考えると、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、2019年度の全国の児童相談所への児童虐待通告件数（厚生労働省）は19万件超となった。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表24 虐待による入所数

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	2019年	計
男	223	229	247	243	194	221	194	217	199	227	226	1,768
女	150	151	151	151	174	104	124	137	123	124	170	1,142
計	373	380	398	394	368	325	318	354	322	351	396	2,556

表25 2019年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	226	197
女	170	148
計	396	345

被虐待児加算認定児童数（2019年6月1日現在） 225人
 左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 603人
 ※396人のうち、契約により入所の児童 45人

虐待の内容〔表26〕については、ネグレクトが56.3%、身体的虐待が40.4%、心理的虐待が15.4%、性的虐待が9.1%となっている。全国の児童相談所への児童虐待通告件数では、平成28年度以降、心理的虐待の割合が全体の5割を超え最も多い相談内容となっているが、本調査ではネグレクトが大きな割合を占めていることから、その背景にも目を向けることが必要であろう。

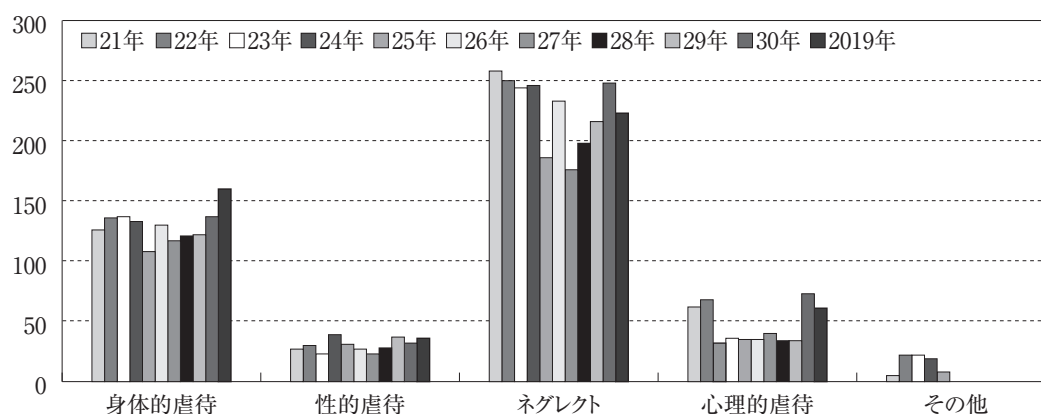


表26 虐待の内容（※重複計上）

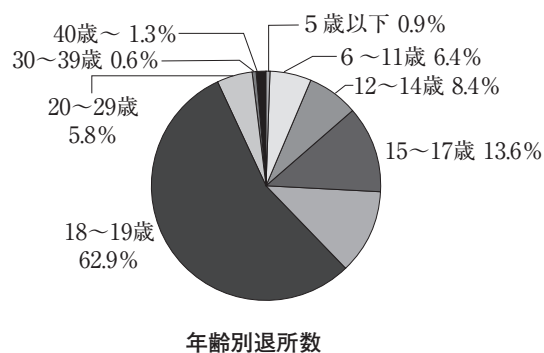
	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
21年度	373	49.4	126	27	258	62	5
22年度	380	47.1	136	30	250	68	22
23年度	398	53.1	137	23	244	32	11
24年度	394	47.0	133	39	246	36	19
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8
26年度	325	43.9	130	27	233	35	
27年度	318	48.0	117	23	176	40	
28年度	381	38.6	121	28	198	34	
29年度	322	41.1	122	37	216	34	
30年度	351	44.8	137	32	248	73	
2019年度	人数	396	50.5	160	36	223	61
	%	100	40.4	9.1	56.3	15.4	
	男	226	57.1	90	0	139	35
	女	170	42.9	70	36	84	26

4. 退所の状況

(1) 退所児数

2019年度の退所数〔表27〕は948人で、内訳は措置533人、契約415人となっており、前年度調査より29人減少している。

年齢では18歳から19歳の退所が596人（62.9%）と最も多く、前年度調査と同様に過半数を超えており、高等部卒業年と同時に退所する流れが確立されつつある。また、15歳から17歳が129人（13.6%）、12歳から14歳が80人（8.4%）、6歳から11歳が61人（6.4%）、となっており、小学校や中学校の卒業時も退所のタイミングになっていると考えられる。



過年齢児の退所では、満20歳以上の退所は73人（7.7%）となっており、前年度調査と比べて11人減少しており、児・者併設の施設に指定変更した施設があることによるものと推察される。一方、移行先の調整及び受け皿整備等が必要なため、地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者がいることも推察される。厚生労働省において新たな移行調整の枠組み等について議論されることとなっているが、今後の議論や自治体等の取り組みについて注視していくことが必要であろう。

表27 2019年度退所数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度		758	5	33	41	102	436	103	22	16
		100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度		930	7	81	100	151	494	76	12	9
		100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度		1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
		100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度		977	18	72	64	170	569	70	5	9
		100	1.8	7.4	6.6	17.4	58.2	7.2	0.5	0.9
2019年度	措置	533	8	40	43	64	369	9	0	0
		100	1.5	7.5	8.1	12.0	69.2	1.7	0	0
	契約	415	1	21	37	65	227	46	6	12
		100	0.2	5.1	8.9	15.7	54.7	11.1	1.4	2.9

表28 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
30年度	19	4.3
2019年度	14	3.2

2019年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表28〕は14人で、平成30年度に引き続いて減少しているが、施設運営面での影響もあることから、対応策を検討することが必要であろう。

表29 2019年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	13	7.4	2	11
1～2人	30	17.1	10	20
3～5人	63	36.0	19	44
6～9人	45	25.7	13	32
10人以上	24	13.7	13	11
計	175	100	57	118

2019年度の年間退所数別施設数〔表29〕をみると、0人（退所なし）が13施設（7.4%）、1人から2人が30施設（17.1%）、3人から5人が63施設（36.0%）、6人から9人が45施設（25.7%）となっている。通過型施設である児童施設の退所が2人以下の施設が約4分の1（24.5%）あるのは、定員30人以下の施設が過半数を超えており、そのような施設では、当該年度に高等部卒業年齢の児童が在籍していないことや地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者が一定数、現在も入所していることが推察される。

なお、10人以上の退所は24施設（13.7%）と前年度（18施設、10.0%）に比べて増加しており、みなし規定の廃止に伴い過齢児の退所に積極的に取り組んでいることが関係していると推察される。

(2) 入退所の推移

〔表30〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、平成28年に入所者数が退所者数を上回った年以外は、平成21年以降退所数が入所数を上回り在籍数の減少傾向を示している。

2019年は入所数が883人となり、前年度調査より5人増えており、社会的養護ケースの中に障害がある児童が増えている傾向があると推察される。また過去10年の中でも4番目に多い948人が退所し、入所者数より65人上回る結果となっている。

表30 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	2019年	計
入所数	822	869	839	843	741	709	947	784	878	883	8,315
退所数	857	1,009	930	870	823	758	930	1,081	977	948	9,183
増減	-35	-140	-91	-27	-82	-49	17	-297	-99	-65	-853

2019年度の在籍数の増減〔表30-2〕をみると、減少したのが82施設で前年度調査に比べ12施設の増、増加したのが69施設で15施設の減となっている。全体の在籍数は減っているが、増加した施設と増減のない施設の合計が5割を超えていることから、一定の入所ニーズを抱えていることがみてとれる。

表30-2 2019年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	民立
▲10名未満	3	1.7	2	1
▲9名～▲5名	18	10.3	8	10
▲4名～▲1名	61	34.9	24	37
0	24	13.7	6	18
1名～4名	53	30.3	13	40
5名～9名	15	8.6	4	11
10名以上	1	0.6	0	1
計	175	100	57	118

(3) 進路の状況

2019年度の退所児童の進路（生活の場）〔表31〕について、最も多かったのが「グループホーム・生活寮等」の277人（29.2%）で1.2ポイント増、「家庭」が271人（28.6%）で2.2ポイント減、「施設入所」が244人（25.7%）で0.7ポイント増となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると598人（63.1%）となり、児童施設を退所した6割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時の児童や家族の状況を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表31 2019年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	271	28.6
2. アパート等（主に単身）	11	1.2
3. グループホーム・生活寮等	277	29.2
4. 社員寮・住み込み等	16	1.7
5. 職業能力開発校寄宿舎	5	0.5
6. 特別支援学校寄宿舎	6	0.6
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	44	4.6
8. 児童養護施設	6	0.6
9. 知的障害者福祉ホーム	1	0.1
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	1	0.1
13. 精神科病院	9	0.9
14. 施設入所支援	244	25.7
15. 自立訓練（宿泊型）	22	2.3
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	4	0.4
17. その他・不明	20	2.1
18. 死亡退所	11	1.2
計	948	100

2019年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表31-2〕をみると、生活介護の利用が319人（33.6%）で最も多かった。また、保育所・幼稚園、小中学校、特別支援学校等の利用は、176人（18.0%）であり、退所児童の生活の場〔表31〕として「家庭」が多かったことと関連している。学齢期であれば、児童の成長や行動の落ち着き、家庭環境の改善・安定などにより、児童本人の障害の軽重に関わらず地域でのサービスの充実等により地域で生活できるようになったケースが多くあることが推察される。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系の活動の場は318人（32.5%）で、前年度調査と大きな変化はない。

表31-2 2019年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	27	2.8
2. 一般就労	94	9.9
3. 福祉作業所・小規模作業所	39	4.1
4. 職業能力開発校	6	0.6
5. 特別支援学校（高等部含む）	105	11.1
6. 小中学校	7	0.7
7. 小中学校（特別支援学級）	58	6.1
8. その他の学校	3	0.3
9. 保育所・幼稚園	3	0.3
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	15	1.6
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	0	0
12. 児童養護施設	1	0.1
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	1	0.1
16. 精神科病院（入院）	8	0.8
17. 療養介護	5	0.5
18. 生活介護	319	33.6
19. 自立訓練	17	1.8
20. 就労移行支援	46	4.9
21. 就労継続支援A型	18	1.9
22. 就労継続支援B型	115	12.1
23. 地域活動支援センター等	1	0.1
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	4	0.4
25. その他・不明	11	1.2
26. 死亡退所	16	1.7
計	977	100

2019年度退所者のフォローアップ〔表32〕では、予後指導を実施した退所者の割合は43.5%（412人）と前年度調査（40.7%）から増加したが、実施回数は760回で前年度調査（831回）から減少している。全体の半数を超える施設が実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担は大きく、すべての退所児童を対象としたフォローアップの実施ができない現状があると思われる。今後はフォローアップ業務を事業化するなど制度的な対応も必要であろう。

表32 2019年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	民立
実施した	100	57.1	34	66
予後指導実施人数（人）	412	43.5	170	242
予後指導実施回数（回）	760		318	442
退所者（人）	948	100		
実施していない	49	28.0	14	35
無回答	26	14.9	9	15
計	175	100	57	118

5. 家庭の状況

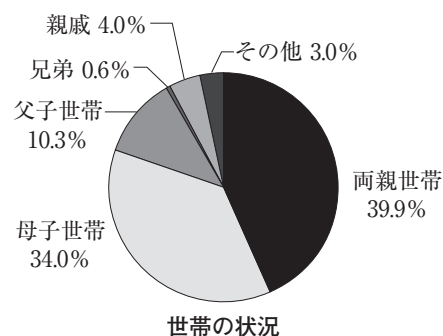
(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表33〕は、両親世帯が1,969人（39.9%）、母子世帯が1,677人（34.0%）、父子世帯が510人（10.3%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が376人（7.6%）といずれも前年度調査と大きな変化はなかった。

世帯別の措置率については両親世帯が51.1%、母子世帯が71.3%、父世帯54.9%となっており、ひとり親世帯の措置率が半数を越える傾向は変わらない。また、両親世帯においても虐待等より措置になっているケースが半数近くを占める状況も続いている。

祖父母や親戚が保護者になっている世帯は4割近くが契約となっており、祖父母等が未成年後見人や成年後見人になって契約しているケースもあると推察される。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応すべきことが望まれる。「契約」による施設利用が難しいケースについては、公的責任である「措置」で対応する必要性が高いことが示されている。



世帯の状況

表33 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,969	39.9
	うち措置人数	1,007	37.0
母子世帯	人数	1,677	34.0
	うち措置人数	1,195	43.9
父子世帯	人数	510	10.3
	うち措置人数	280	10.3
きょうだいのみ世帯	人数	29	0.6
	うち措置人数	21	0.8
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	199	4.0
	うち措置人数	122	4.5
その他	人数	148	3.0
	うち措置人数	117	4.3
在籍児総数	人数	4,933	100
	うち措置人数	2,723	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	169	
	人数	514	10.4
	うち措置世帯数	147	
	うち措置人数	491	18.0

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表33〕を背景に帰省の状況〔表34〕をみると、帰省が全くなく家族交流がない児童は措置と契約を合わせて2,112人（42.8%）と前年度調査2,216人（44.2%）と大きな変化はなく、家庭との調整の困難さがうかがえる。

週末（隔週）帰省は14.2%、月1回程度は13.9%、「年1～2回」と「帰省なし」はあわせて67.6%で前年度調査71.1%より3.5ポイント減っており、関係者の積極的な取り組みがあったと推察される。しかしながら、多くの子どもが年に数回あるいは全く帰省できず、家庭での育ちを経験しないまま育つ子どもが多い状況が続いている。措置・契約別で帰省状況をみると、措置児童の家庭帰省等が少ないのは、子どもの障害の状況もさることながら、措置の要件を考えると保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困も要因にあることが推察される。また、契約児童のうち434人（19.6%）が全く帰省できていない状況にあり、「契約」から「措置」への変更を検討すべきケースが含まれていると推察される。

表34 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	180	3.6
	契約	519	10.5
月1回程度	措置	316	6.4
	契約	368	7.5
年1～2回	措置	741	15.0
	契約	482	9.8
帰省なし	措置	1,678	34.0
	契約	434	8.8
無回答		215	4.4
在籍児数	人数	4,933	100

帰省できない理由〔表35〕では、「親がいない」は120人、「地理的条件」は26人である。一方、「家庭状況（虐待等）から帰せない」は1,564人、「本人の事情で帰らない」190人を合わせた1,754人（83.0%）は入所した原因となる家族関係や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

表35 帰省できない理由（重複計上）

		人数	%
親がいない	人数	120	5.7
	施設数	56	
地理的条件	人数	26	1.2
	施設数	19	
本人の事情で帰らない	人数	190	9.0
	施設数	60	
家庭状況から帰せない	人数	1,564	74.1
	施設数	149	
その他	人数	267	12.6
	施設数	49	
「帰省なし」の児童数		2,112	100

面会等の状況〔表36〕は、「年に1～2回程度家族が訪問」が24.8%で最も多く、次いで「家族の訪問なし」が22.4%、「月に1回程度家族が訪問」が16.3%、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」が9.7%となっている。

「面会の制限が必要な児童」が195人（4.0%）で、前年度調査（230人，4.6%）より35人，0.6ポイントの減である。また、「家族の訪問なし」が1,106人（22.4%）で、前年度調査1,083人（21.6%）より23人，0.8ポイント増えた。親子関係の調整が困難なケース数は数年大きな変化がなく，家庭基盤そのものが脆弱化し，入所に至る児童が多く存在していることがここにもあらわれている。親や家族との関係改善は容易なものではなく，こうした現状は進路にも影響を及ぼすことになるかと推察される。

表36 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	1,106	22.4
週末（隔週）ごとに家族が訪問	478	9.7
月に1回程度家族が訪問	804	16.3
年に1～2回程度家族が訪問	1,224	24.8
職員が引率して家庭で面会	66	1.3
面会の制限の必要な児童	195	4.0
無回答	1,060	21.5
計	4,933	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表37〕をみると，特別支援学校（小・中・高）への通学が3,048人（71.8%），また，小中学校の特別支援学級は494人（11.6%）と，どちらも前年度調査と大きな変化はない。

就学前児童の活動形態は，園内訓練が91人，幼稚園への通園が56人，児童発達支援事業等の療育機関の利用が23人，保育所への通所は16人である。

義務教育年齢児童（2,353人）の就学状況は，特別支援学校小・中学部が1,689人，小中学校の特別支援学級が494人で，特別支援学校（小・中学部）と小・中学校の特別支援学級が92.8%を占めている。

また，義務教育修了児童（1,669人）の進路についても，特別支援学校高等部に高等特別支援学校と特別支援学校専攻科を合わせると95.7%を占めている。

表37 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	24	56	1.3
	保育所に通所	6	16	0.4
	児童発達支援事業等療育機関	5	23	0.5
	園内訓練	35	91	2.1
	その他	10	40	0.9
児童 義務教育年齢	訪問教育	5	52	1.2
	施設内分校・分教室	9	98	2.3
	特別支援学校小・中学部	156	1,689	39.8
	小中学校の特別支援学級	90	494	11.6
	小中学校の普通学級	9	20	0.5
児童 (就学形態) 義務教育修了児童	訪問教育	1	1	0.0
	施設内分校・分教室	3	61	1.4
	特別支援学校高等部	140	1,359	32.0
	高等特別支援学校	39	218	5.1
	特別支援学校専攻科	5	21	0.5
	一般高校	9	9	0.2
通園・通学児童数		175	4,248	100

表38 学年別就学数

	人数	就学率	小学生						中学生			高等部		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
児童数	3,893	78.9	117	143	150	209	229	262	336	363	460	489	560	575

学年別就学児童数〔表38〕は、近年、就学児童数及び就学率ともに増加傾向が続き、施設における就学児童の割合が年々多くなっていたが、2019年度の就学児童数は3,893人、在籍児童数に占める就学率は78.9%と、前年度調査より2.7ポイント減っている。

児童施設としての継続を予定している施設が、過齢児の退所に積極的に取り組んだり、就学前児童の入所を受け入れた施設が園内外の療育活動を積極的に行ったりする等、一部の施設が本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学年別では、小学生1,110人（28.5%）、中学生1,159人（29.8%）、高等部1,624人（41.7%）となっており、学年別割合は前年度調査とほぼ同様の結果となっている。

7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表39〕は、最重度・重度が1,986人（40.3%）、中軽度は2,569人（52.1%）であった。前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

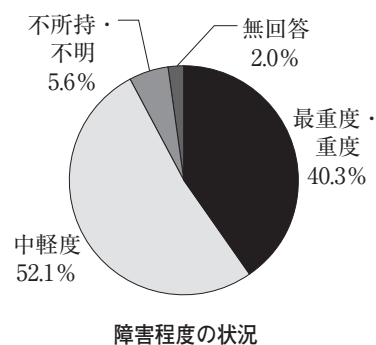


表39 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	1,986	40.3
中軽度	2,569	52.1
不所持・不明	278	5.6
無回答	100	2.0
計	4,933	100

(2) 重度認定の状況

令和2年度の重度認定数〔表40〕は、措置が107施設・582人（認定率21.4%）、契約が115施設・781人（認定率35.5%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表41〕は、措置が15施設・47人（認定率1.7%）、契約が20施設・95人（認定率4.3%）で前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

表40 重度認定数

	施設数	人数	認定率
令和2年度重度加算数 (措置)	107	582	21.4
令和2年度重度加算数 (契約)	115	781	35.5

表41 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和2年度強度行動障害加算認定数 (措置)	15	47	1.7
令和2年度強度行動障害加算認定数 (契約)	20	95	4.3

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表42〕については、自閉スペクトラム症が1,561人（31.6%）で前年度より157人減少し、全在籍児童の3分の1を占めている。

表42 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,561	31.6
統合失調症	20	0.4
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	19	0.4
てんかん性精神病	64	1.3
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	80	1.6
現在員	4,933	100

身体障害者手帳の所持状況〔表43〕は、1級が275人（前年度比148人増）、2級が89人（前年度比23人増）で、身体障害者手帳を所持する児童の56.5%、在籍児童の5.6%が1級となっている。

身体障害者手帳の内訳〔表43-2〕では、肢体不自由が391人（80.3%）であり、全体の約8割を占めている。

重度重複加算の状況〔表44〕では、措置（1.0%）・契約（0.8%）と対象となる児童は少ない状況にある。これは、重度重複加算が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、加算要件の緩和が望まれる。

表43 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	275	56.5
2級	89	18.3
3級	60	12.3
4級	32	6.6
5級	14	2.9
6級	17	3.5
計	487	9.9
現在員	4,933	100

表43-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	43	8.8
聴覚	39	8.0
平衡	7	1.4
音声・言語又は咀嚼機能	8	1.6
肢体不自由	391	80.3
内部障害	32	6.6
手帳所持者実数	487	9.7
現在員	4,933	100

表44 重度重複加算の状況

		施設数	人数	%
令和元年6月1日認定数	措置	12	14	0.5
	契約	11	15	0.7
令和2年6月1日認定数	措置	16	26	1.0
	契約	11	17	0.8

8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表45〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」989人（20.0%）、「奇声・著しい騒がしさ」675人（13.7%）、「他傷、他害」606人（12.3%）、多動飛び出し行為557人（11.3%）の順に多く、月1回の頻度では、「他傷、他害」350人（7.1%）、「器物破損等激しい破壊行為」284人（5.8%）、「強いこだわり」240人（4.9%）、の順に多い結果で、前年度の調査と同様の結果であった。

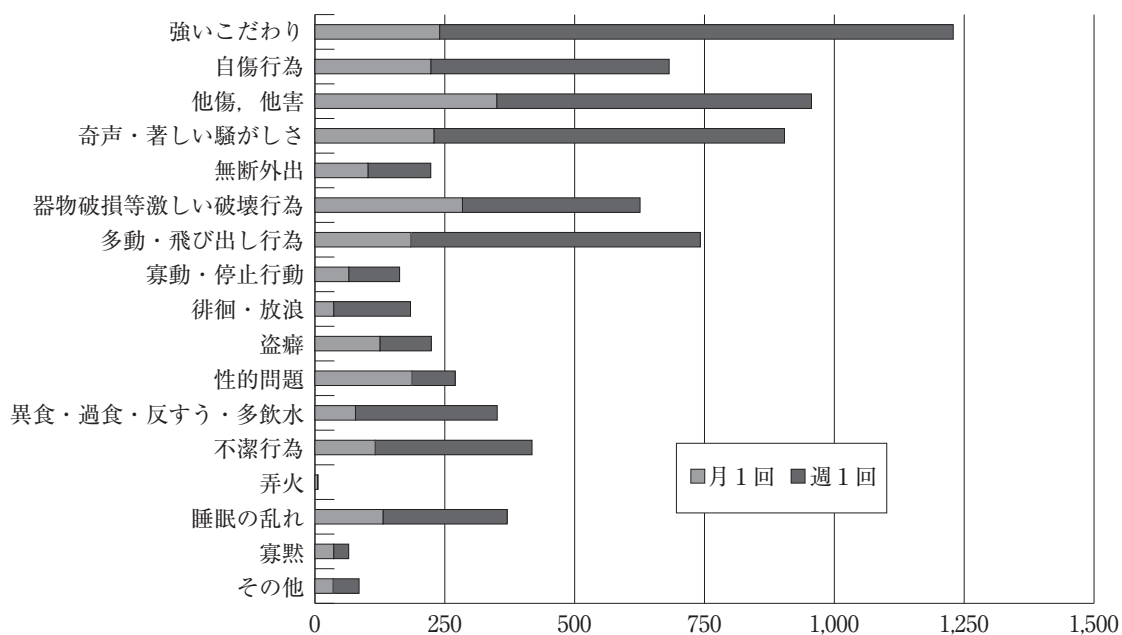


表45 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	61	240	4.9
	週1回	141	989	20.0
自傷行為	月1回	78	223	4.5
	週1回	120	459	9.3
他傷, 他害	月1回	104	350	7.1
	週1回	121	606	12.3
奇声・著しい騒がしさ	月1回	72	229	4.6
	週1回	129	675	13.7
無断外出	月1回	50	102	2.1
	週1回	29	121	2.5
器物破損等激しい破壊行為	月1回	102	284	5.8
	週1回	91	342	6.9
多動・飛び出し行為	月1回	57	185	3.8
	週1回	109	557	11.3
寡動・停止行動	月1回	32	65	1.3
	週1回	47	98	2.0
徘徊・放浪	月1回	17	36	0.7
	週1回	42	148	3.0
盗癖	月1回	55	125	2.5
	週1回	39	99	2.0
性的問題	月1回	65	187	3.8
	週1回	38	83	1.7
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	39	78	1.6
	週1回	83	273	5.5
不潔行為	月1回	60	116	2.4
	週1回	93	302	6.1
弄火	月1回	2	5	0.1
	週1回	1	1	0.0
睡眠の乱れ	月1回	57	131	2.7
	週1回	74	239	4.8
寡黙	月1回	16	36	0.7
	週1回	19	29	0.6
その他	月1回	5	35	0.7
	週1回	14	50	1.0
在籍児数			4,933	

9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（2019年度実績）〔表46〕では、全体で1人平均11.8回通院していることから、ほぼ毎月1回程度通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,926人（在籍比79.6%）・1人平均4.1回、次いで歯科が実人数2,756人（在籍比55.9%）・1人平均3.1回、精神科・脳神経外科が実人数2,669人（在籍比54.1%）、1人平均7.1回となっている。

全施設の通院の延べ回数は58,043回で、1施設当たり331.7回となっており、施設はほぼ毎日なんらかの通院をしていることとなる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に制度上分けられたが、通院付き添いでみると、福祉型障害児入所施設の負担割合が大きいと伺える。看護師配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす時間等を含め、業務量が多くなっている。

表46 受診科目別の通院の状況（2019年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	155	2,669	54.1	18,841	121.3	7.1
小児科・内科	156	3,926	79.6	16,259	104.2	4.1
外科・整形外科	137	950	19.3	2,584	18.9	2.7
歯科	149	2,756	55.9	8,570	57.5	3.1
その他	133	3,118	63.2	11,789	88.6	3.8
実数	175	4,933	100	58,043	331.7	11.8

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表47〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で2,040人（41.4%）、次いで抗てんかん薬が968人（19.6%）、睡眠薬が544人（11.0%）となっている。

表47 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	161	968	19.6
抗精神薬・抗不安薬	164	2,040	41.4
睡眠薬	123	544	11.0
心臓疾患	24	27	0.5
腎臓疾患	10	22	0.4
糖尿病	7	9	0.2
喘息	57	85	1.7
貧血	33	44	0.9
その他	78	470	9.5
実数	175	4,933	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表48〕は、2019年度に入院があったのは81施設208人で、入院日数は10,520日、1人当たりの入院日数は50.5日であった。入院付添い日数は360日で、入院日数の3.4%であった。

表48 2019年度入院の状況

入院あり			%
施設数		81	46.3
人数		208	4.2
日数		10,520	
	うち付添日数	360	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合わせ」、「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後は制度的な対応も必要であろう。

表49 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	13	7.4
2019年度延べ人数	41	0.8
令和2年6月1日現在延べ人数	38	0.8

表50 経済的負担を理由とした通院見合わせ（2019年度～令和2年6月1日まで）

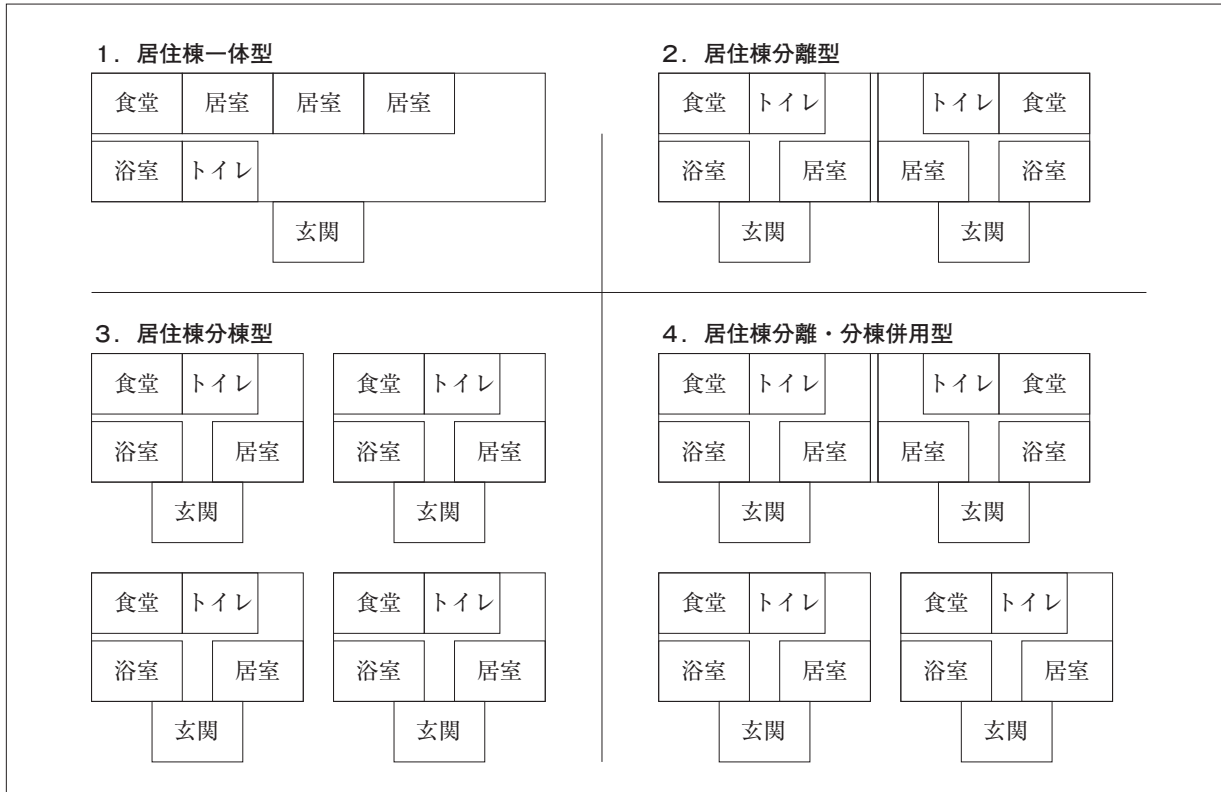
		%
ある人数	2	0.0
延べ回数	2	

表51 医療費の支払いの滞納（令和2年5月末日）

		%
ある人数	20	0.4
延べ金額（円）	2,313,500	

Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型 (多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む)
2. 居住棟分離型 (構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造)
3. 居住棟分棟型 (生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造)
4. 居住棟分離・分棟併用型 (敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造)
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表52〕は、生活環境の質の高さを検討するために、施設の形態を上記のように5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が81施設(46.3%)と最も多く約半数を占めるが、分離型が58施設(33.1%)に増加し、分棟型は8施設(4.6%)、分離・分棟併用型は9施設(5.1%)となった。なお、敷地外に生活の場を設けているのは2施設(1.1%)へと減少している。

今年度調査でも前年度調査と同様に、分棟型、分離・分棟併用型が増加し、児童の生活の場の小規模化が進んでいることがみとれる。「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告書においても、小規模化を推進すべきであると明記されており、今後もさらに家庭的な養育環境の推進整備が進むことが望まれる。

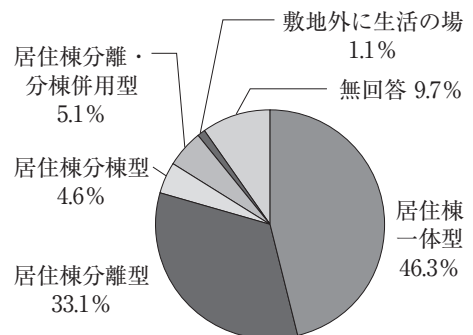


表52 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	81	46.3
居住棟分離型	58	33.1
居住棟分棟型	8	4.6
居住棟分離・分棟併用型	9	5.1
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	2	1.1
か所数（箇所）	2	
食事は本体より配食	1	
食事は自前調理	0	
本体からの配食+自前調理	1	
無回答	17	9.7
計	175	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

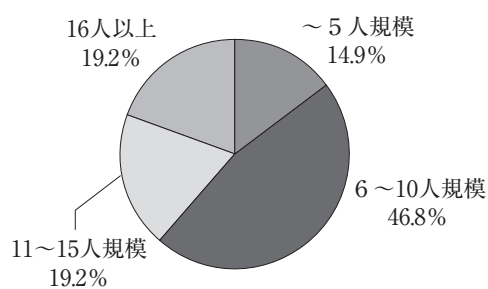
生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表53〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で69施設・210単位、16人以上が47施設・86単位、11人から15人が46施設・86単位、5人以下が23施設・67単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査58.7%から61.7%と増加し、6割以上を占めており、生活単位の小規模化が毎年進んでいることがみてとれる。

なお、平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は36施設（20.6%）〔表66〕と、生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。



生活単位規模別の状況

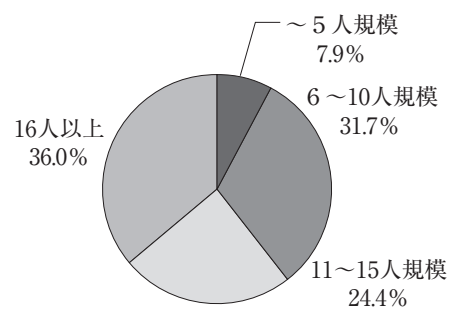
表53 生活単位の設置数

(複数計上)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	67	210	86	86	449
%	14.9	46.8	19.2	19.2	100
公立	19	61	20	42	57
民立	48	149	66	44	118
施設数	23	69	46	47	175
施設平均	2.9	3.0	1.9	1.8	2.6

(2) 専任スタッフ数

〔表53〕の生活単位449単位に対して、専任スタッフ数〔表54〕は、1,998人配置され、1単位平均4.4人となっている。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で8.4人、11人から15人の規模が5.7人、6人から10人が3.0人、5人以下が2.4人となっている。徐々に生活単位の小規模化が進んでおり、また、職員配置が増加しつつある状況がみてとれる。



規模別の専任職員の状況

表54 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ（人）	158	634	487	719	1,998
単位平均（人）	2.4	3.0	5.7	8.4	4.4
公立	76	222	210	297	805
民立	82	412	277	422	1,193
施設数	23	60	44	42	169
平均（人）	6.9	10.6	11.1	17.1	11.8

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対し児童2～2.5人以下が47施設（26.9%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が139施設（79.4%）と大勢を占めている。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立47施設（82.4%）、民立92施設（78.0%）となっている。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表56〕では、職員1人に対して児童2～2.5人以下が45施設（25.7%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が138施設（78.8%）と年々増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計48施設（84.3%）、民立は合計90施設（76.2%）となっている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が111施設（63.4%）となっており、これまでの人員配置基準である4.3：1を大きく超えて、手厚い職員配置をしている施設が多くを占めている。

こうした実態・実情を受けて、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、協会が長年要望してきた、「障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し」が行われ、約50年ぶり、半世紀を経て、人員配置基準を4.3：1から4：1へと見直されたとともに、基本報酬の見直しも行われたことは、大変喜ばしいことである。

しかしながら、全国的に4：1よりも手厚い人員配置をしている施設は数多く、今後そうした手厚い支援に対する加算等の導入についても検討することが必要であろう。

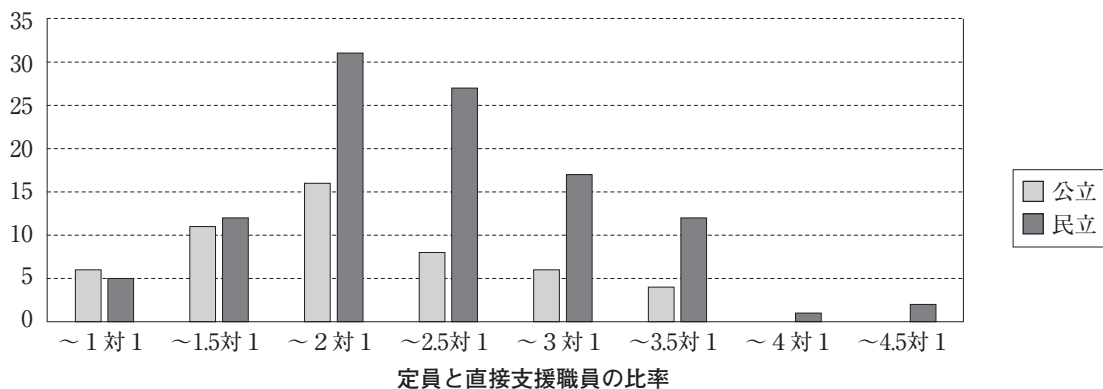


表55 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	11	23	47	35	23	16	1	2	17	175
%	6.3	13.1	26.9	20.0	13.1	9.1	0.6	1.1	9.7	100
公立	6	11	16	8	6	4	0	0	6	57
%	10.5	19.3	28.1	14.0	10.5	7.0	0	0	10.5	100
私立	5	12	31	27	17	12	1	2	11	118
%	4.2	10.2	26.3	22.9	14.4	10.2	0.8	1.7	9.3	100

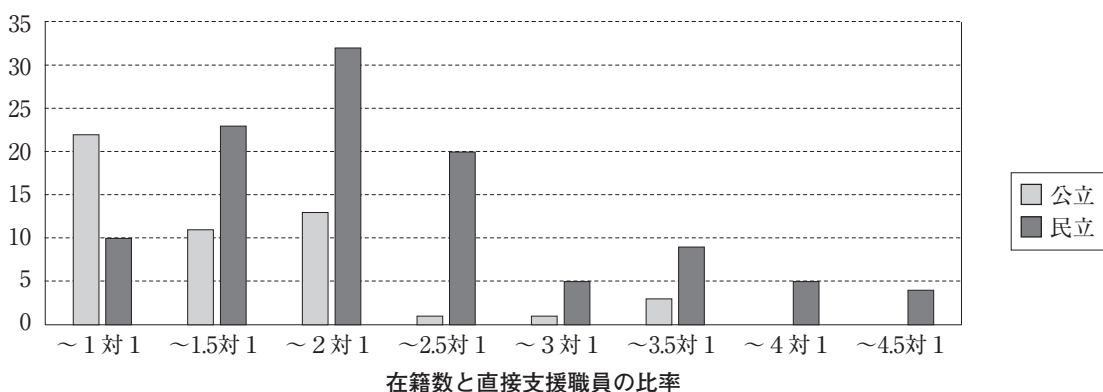


表56 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	32	34	45	21	6	12	5	4	16	175
%	18.3	19.4	25.7	12.0	3.4	6.9	2.9	2.3	9.1	100
公立	22	11	13	1	1	3	0	0	6	57
%	38.6	19.3	22.8	1.8	1.8	5.3	0	0	10.5	100
私立	10	23	32	20	5	9	5	4	10	118
%	8.5	19.5	27.1	16.9	4.2	7.6	4.2	3.4	8.5	100

3. 「自活訓練事業」の実施状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表57〕は、19施設（10.9%）で取り組まれている。設置主体別では公立が7施設（12.3%）、民立が12施設（10.2%）となっている。

自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は6施設、民立は30施設となっている。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、自活訓練事業について、加算の見直し、算定要件の見直しが行われ、現行よりも見直し後の方が柔軟に設定されており、その詳細を見極めた上で、この制度のさらなる活用がなされることを期待したい。

表57 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実実施施設数		19	10.9	
公立	実施している	7	12.3	
	自活訓練加算	措置（人）	11	
		契約（人）	3	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	9	
	今後検討する	6	10.5	
	無回答	44	77.2	
計		57	100	
民立	実施している	12	10.2	
	自活訓練加算	措置（人）	60	
		契約（人）	25	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	14	
	今後検討する	30	25.4	
	無回答	76	64.4	
計		118	100	

Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表58〕は、「実施している」が24施設（13.7％）で前年度調査（23施設12.8％）と比較すると微増している。

事業内容別実施件数〔表59〕においては、「訪問療育等指導事業」における実施件数が前年度調査と比較して大幅に減少している。「施設支援事業」については、保育所・幼稚園における実施件数は前年度調査（310件）と比べて増加、また学校における実施件数も前年度調査（151件）に比べて大幅に増加している。一方で、その他機関への実施件数は減少しており特に作業所への実施件数は前々年度調査（720件）、前年度調査（90件）と大幅に減少し、令和2年度の調査では0件であった。成人期まで支援の対象としている事業であるが、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察される。また、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等によって、全体的な実施件数の減少につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容について見直しが必要であろう。

表58 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	24	13.7
法人内の他施設が実施している	20	11.4
実施していない	95	54.3
無回答	36	20.6
計	175	100

表59 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	1,019
外来療育等相談事業	3,723
施設支援事業	1,119
保育所・幼稚園	595
学 校	411
作業所	0
その他	113

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表60〕は、「実施している」が154施設（88.0％）で9割近くの施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表61〕は、定員4人が最も多く23施設（26.1％）、次いで定員2人が20施設（22.7％）、定員5人が12施設（13.6％）となっている。利用実績〔表62〕は、利用実人数が前年度調査（2,480人）に対して1,080人、延べ利用件数が前年度調査（6,727件）に対して2,939件、延

べ利用日数が前年度調査（16,760日）に対して10,242日といずれも大幅に減少している。新型コロナウイルス感染症の影響で利用できない状況が発生していることが大きく影響しているものと推察される。

延べ利用件数の内訳〔表62-2〕では、1泊が1,433件（48.8%）と最も多く、次いで2泊が723件（24.6%）となっている。

現在利用中（滞在中）の児童の最長日数〔表63〕では7日以内の利用が最も多く60.6%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表64〕については、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で15件（46.9%）となっている。

施設・事業所への入所待機のための利用については、昨年度調査同様、半数を超える割合を占めているが、移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。今後は自立した生活を目指すための事前準備のための利用が増えていくことを期待したい。

表60 短期入所事業の実施状況

	施設数		%
実施している	154		88.0
	併設型	88	—
	空床型	59	—
	無回答	10	—
実施していない	13		7.4
無回答	8		4.6
計	175		100

※施設数の計が175施設であるのは、全国調査（調査票A）の調査項目（結果）を引用しているため。

表61 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	3	3.4
2人	20	22.7
3人	8	9.1
4人	23	26.1
5人	12	13.6
6人	9	10.2
7人	1	1.1
8人	3	3.4
9人以上	8	9.1
無回答	1	1.1
計	88	100

表62 利用実績（令和2年4月～令和2年6月までの3か月間）

利用実人数	1,080
利用件数（延べ）	2,939
利用日数（延べ）	10,242
1人当たりの平均利用件数	2.7
1事業所当たりの利用実人数	7.0

表62-2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	1,433	723	173	252	54	43	87	174	2,939
%	48.8	24.6	5.9	8.6	1.8	1.5	3.0	5.9	100

表63 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	40	2	1	4	8	6	5	0	66
%	60.6	3.0	1.5	6.1	12.1	9.1	7.6	0	100

表64 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	人数	%
障害者支援施設への入所待機のため	15	46.9	28	58.3
グループホームへの入居待機のため	2	6.3	4	8.3
その他福祉施設等への入所待機のため	1	3.1	1	2.1
地域での自立した生活をするための事前準備のため	1	3.1	1	2.1
本人の健康状態の維持管理のため	4	12.5	4	8.3
家族の病気等のため	4	12.5	4	8.3
その他	5	15.6	6	12.5
計	32	100	48	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が127施設（72.6%）と前年度調査と比較して減少しているものの、実人数、延べ人数は、増加している。

通所事業所の拡充により、その補完的役割や組み合わせ的な利用などでの活用が進んでいることが推察される。

表65 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	127	72.6
実人数	4,334	
延べ人数	47,556	
実施していない	35	20.0
無回答	13	7.4
計	175	100
実施市区町村数	207	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表66〕は、「実施している」が146施設（83.4%）と前年度調査より12施設、4.4ポイント減少している。

事業内容と受け入れ状況〔表66-2〕については、「小・中・高校生のボランティア」の受け入れ人数が前年度調査（536人）から885人と大幅に増加、「民間作業ボランティア」を受け入れた施設が減少し受け入れ人数も前年度調査（4,532人）から大幅に減少し2,661人となっている。

「福祉教育」の視点から、比較的早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れが、学校側との連携により計画的に行われるようになることが望ましいといえよう。

表66 福祉教育事業の実施状況

		施設数	%
実施している		146	83.4
実施していない		16	9.1
無回答		13	7.4
計		175	100
公立	実施している	51	89.5
	実施していない	4	7.0
	無回答	2	3.5
	計	57	100
私立	実施している	95	80.5
	実施していない	12	10.2
	無回答	11	9.3
	計	118	100

表66-2 事業内容と受け入れ状況

	総計			公立			私立		
	施設数	人数	延人数	施設数	人数	延人数	施設数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	38	885	1,340	11	299	621	27	586	719
民間ボランティア	50	2,661	9,468	18	1,587	2,086	32	1,074	7,382
学校教員・教職免許の体験実習	40	580	1,969	10	201	1,226	30	379	743
単位実習〔保育士〕	130	2,078	14,746	44	759	5,506	86	1,319	9,240
単位実習〔社会福祉士・主事〕	29	66	781	9	16	272	20	50	509
施設職員の現任訓練	9	95	156	4	15	50	5	80	106
その他	29	376	533	12	186	327	17	190	206

5. 地域との交流

表67 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	私立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	108	60.0	35	73
地域住民の施設行事への参加	91	50.6	32	59
施設と地域との共催行事の開催	35	19.4	10	25
地域住民をボランティアとして受け入れ	79	43.9	29	50
地域の学校等との交流	51	28.3	11	40
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	38	21.1	19	19
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	28	15.6	13	15
施設設備の開放や備品の貸し出し	79	43.9	16	63
その他	14	7.8	3	11
実数	175	100	57	118

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和2年度の加算認定状況〔表68〕について、前年度調査では入院・外泊時加算が最も多かったが、今年度調査では重度障害児支援加算が128施設（73.1％）で最も多く、次いで入院・外泊時加算が127施設（72.6％）となっている。平成30年に創設された児童指導員等加配加算は118施設（67.4％）となっており、前年度に比べ8施設（6.3％）増えている。施設の小規模化に伴う小規模グループケア加算は36施設（20.6％）となり、前年度調査と比べ5施設（2.2％）減少している。平成29年度以降、小規模グループケア加算の取得施設数も増加傾向にあったが、小規模化を実施している施設は増加している状況を考えると、加算取得に必要となる職員配置ができないことなどが推察される。

表68 令和2年度の加算認定状況

	施設数	%
重度障害児支援加算	128	73.1
入院・外泊時加算	127	72.6
栄養士配置加算	120	68.6
児童指導員等加配加算	118	67.4
看護師配置加算	101	57.7
職業指導員加算	57	32.6
心理担当職員配置加算	38	21.7
栄養ケアマネジメント加算	37	21.1
小規模グループケア加算	36	20.6
重度重複障害児加算	23	13.1
強度行動障害児特別加算	21	12.0
地域移行加算	15	8.6
自活訓練加算	13	7.4
入院時特別支援加算	13	7.4
施設数	175	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表69〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が36施設（20.6％）、「ない」が104施設（59.4％）と、前年度調査と比べると「ある」が2施設増加し、「ない」が9施設減少している。事業費に対する加算措置は、「ある」が42施設（24.0％）、「ない」が97施設（55.4％）と、前年度調査と比べると「ある」は3施設増加し、「ない」が10施設減少している。

表69 自治体の加算措置の有無 一職員配置等の事務費および事業費の補助一

	事務費	%	事業費	%
ある	36	20.6	42	24.0
ない	104	59.4	97	55.4
無回答	35	20.0	36	20.6
計	175	100	175	100

2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

(1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のための障害者支援施設の指定状況〔表70〕について調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が前年度調査80施設（44.4%）から75施設（42.9%）に減少し、「受けていない」は前年度調査100施設（55.5%）と同数の100施設（57.1%）となっている。

表70 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	75	42.9	27	48
受けていない	100	57.1	30	70
計	175	100	57	118

(2) 今後の対応方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の対応方針〔表71〕では、「児童施設として維持する」が、前年度調査134施設（74.4%）から131施設（74.9%）に、「障害者支援施設を併設する」が24施設（13.3%）から27施設（15.4%）に、「障害者支援施設に転換する」は2施設（1.1%）から0施設に、無回答が20施設（11.1%）から17施設（9.7%）となっている。経過措置期間が2021年3月末までとなっていたが、過齢児が多く残されている現状の中で、児童のための入所機能を維持する方針を定める施設が増えていることがみてとれる。

表71 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	131	74.9	42	89
障害者支援施設を併設する	27	15.4	7	20
障害者支援施設に転換する	0	0	0	0
無回答	17	9.7	8	9
計	175	100	57	118

(3) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表72〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、前年度調査140施設（77.8%）から137施設（78.3%）に、「児童施設の定員を削減する」が21施設（11.7%）から17施設（9.7%）になり、削減予定数は336人から372人となっている。「定員を削減する」の内訳は、公立は5施設と昨年

と変わりなく、民立が16施設から12施設となっている。

在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示しているといえよう。

定員の変更をしない137施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、〔表71〕「今後の対応方針」の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換といった方針によるものと思われるが、在籍児が定員に満たない施設も多くある状況から、今後も児童施設として維持しながらも定員を削減する施設もあると思われる。無回答の21施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表72 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	137	78.3	42	95
定員を削減する	17	9.7	5	12
削減数（人）	372		85	287
無回答	21	12.0	10	11
計	175	100	57	118

(4) 障害種別の一元化に向けた対応

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造を見ると、身体障害の車椅子対応〔表73〕については、現状で受け入れが可能な施設が54施設（30.0%）から43施設（24.6%）に、受け入れ困難な施設が64施設（35.6%）から62施設（35.4%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表74〕については、現状で受け入れ可能とする施設が13施設（7.2%）から12施設（6.9%）となり、受け入れ困難な施設は96施設（53.3%）から87施設（49.7%）となっている。障害種別の一元化に関して、特に身体障害への対応はバリアフリー等の整備が必要であるが、現状の入所児の障害像や家庭的養育に係る小規模化とのバランスも課題であり、一元化への対応が進まない状況が推察される。

表73 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	43	24.6	15	28
改築等が必要	38	21.7	13	25
受け入れ困難	62	35.4	17	45
無回答	32	18.3	12	20
計	175	100	57	118

表74 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	12	6.9	2	10
改築等が必要	35	20.0	11	24
受け入れ困難	87	49.7	27	60
無回答	41	23.4	17	24
計	175	100	57	118

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表75〕については、施設入所支援対象が81施設・320人（18歳以上の在籍者34.8%）、グループホーム対象が32施設・89人（同9.7%）、家庭引き取りが8施設・19人（同2.1%）となっている。令和2年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で113人（同12.3%）、グループホームで50人（同5.4%）にとどまっており、2022年3月末に向けて都道府県と市区町村が連携した移行支援体制を早急に構築することが望まれる。

表75 在所延長している児童の今後の見通し

		数	%（*）	公立	私立
家庭引き取り	施設数	8	4.6	4	4
	人数	19	2.1	15	4
単身生活	施設数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
施設入所支援対象	施設数	81	46.3	29	52
	人数	320	34.8	116	204
	令和2年度末までに移行可能	113	12.3	55	58
グループホーム対象	施設数	32	18.3	12	20
	人数	89	9.7	56	33
	令和2年度末までに移行可能	50	5.4	33	17

（*）施設数の％は回答施設数における割合、人数の％は18歳以上の在籍者数における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表76〕については、2019年度に訪問があったのは142施設（81.1%）、訪問がないが16施設（9.1%）となっている。訪問のある児童相談所のか所数〔表76-2〕では、5か所以上が43施設（30.3%）で最も多く、次いで2か所が32施設（22.5%）となっている。

2019年度訪問回数〔表76-3〕は、5回以上が85施設（59.9%）と最も多く、次いで2回が15施設（10.6%）となっている。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問のない施設も16施設（9.1%）あることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表76 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
2019年度に訪問あった	142	81.1
訪問はない	16	9.1
不明・無回答	17	9.7
計	175	100

表76-2 2019年度訪問箇所数（児童相談所数）

2019年度訪問箇所数	施設数	%
1 箇所	20	14.1
2 箇所	32	22.5
3 箇所	21	14.8
4 箇所	20	14.1
5 箇所以上	43	30.3
不明・無回答	6	4.2
訪問のあった施設実数	142	100

表76-3 2019年度訪問回数

2019年度訪問回数	施設数	%
1 回	7	4.9
2 回	15	10.6
3 回	1	0.7
4 回	10	7.0
5 回以上	85	59.9
不明・無回答	24	16.9
訪問のあった施設実数	142	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表77〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が46施設（26.3%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が15施設（8.6%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が67施設（38.3%）であった。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表77 児童相談所との連携

（重複計上）

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	46	26.3
定期的に児童相談所を訪問して協議している	15	8.6
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	67	38.3
特に行っていない	32	18.3
不明・無回答	19	10.9
施設実数	175	100

(3) 18歳以降の対応

18歳以降の対応〔表78〕については、措置児童の場合、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が6施設（3.4%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が46施設（26.3%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が105施設（60.0%）であった。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が11施設（6.3%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が82施設（46.9%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が34施設（19.4%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が22施設（12.6%）であった。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置の方が高くなっている。施設として入所時点で退所後をするのか等、児童相談所との連携を深めていく必要がある。

表78 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	6	3.4	11	6.3
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	46	26.3	82	46.9
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	105	60.0	34	19.4
20歳以降も事情により措置延長が認められる	—	—	22	12.6
不明・無回答	18	10.3	26	14.9
施設実数	175	100	175	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表79〕は、2019年度の未収が44施設366人（うち平成30年度未収人数は33施設270人）となっている。前年度調査より、未納人数、未収額とも増加している。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望すること必要であろう。

表79 利用者負担金の未収状況

	計
2019年度未収人数	366
施設数	44
2019年度未収額（単位千円）	14,014
平成30年度未収人数	270
施設数	33
うち平成30年度未収額（単位千円）	11,388

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表80〕をみると、2019年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が55施設(31.4%)、総件数は215件、1施設平均3.9件であった。これを件数別にみると、1～4件が45施設(25.7%)、5件～9件が7施設(4.0%)、10件以上は3施設(1.7%)、0件は96施設(54.9%)であった。

表80 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
2019年度苦情受付総数	55		215
0件	96	54.9	
1～4件	45	25.7	
5～9件	7	4.0	
10件～	3	1.7	
無回答	24	13.7	
計	175	100	

苦情の内容〔表80-2〕は、「生活支援に関すること」が35施設145件、1施設平均4.1件、「施設運営に関すること」が9施設13件、「その他」が29施設57件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前回の299件から215件と減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表80-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	9	16.4	13
生活支援に関すること	35	63.6	145
その他	29	52.7	57
苦情のあった施設数	55	100	215

第三者委員等との相談頻度〔表80-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」82施設(46.9%)、次いで「学期に1回」16施設(9.1%)、「月1回」は13施設(7.4%)で前年度調査と比べ年1回が増加し、学期に1回や月1回が減少している。日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は49施設(28.0%)で、前年度43施設(23.9%)より増加している。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしてい くためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表80-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	13	7.4
学期に1回	16	9.1
年に1回	82	46.9
相談の機会はない	49	28.0
無回答	15	8.6
計	175	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和2年6月1日現在）

記入責任者 氏名		職名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。
当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的な生活介護」、「経過的療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的な生活介護、経過的療養介護、を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

②従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和2年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類	※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。 ※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 <input type="checkbox"/> ①就労定着支援 <input type="checkbox"/> ②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定員	人	開設年月	移行年月
-------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

		(1) 契約・措置利用者数(合計)			①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人										
		(2) 年齢別在籍者数 ※「6～11歳」の左下枠内には6歳児の就学前児数のみを計上のこと															
[2] 現在員	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳※	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男			※													★
	2.女			※													☆
	計	人	人	※ 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
(1)(2)(4)の男女別人員計は一致すること	3.5歳児・者			※	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること						歳									
		(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと															
	在籍年数	05年未満	05～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
[3] 障害支援区分別在籍者数		※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計				
		※[2]の人員計と一致すること			人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
		※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと			人	人	人	人	人	人	人	人	人				
[4] 療育手帳程度別在籍者数		1. 最重度・重度		2. 中軽度			3. 不所持・不明			計							
		人		人			人			● 人							
[5] 身体障害の状況		手帳所持者実数	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		○ 人		人	人	人	人	人	人								
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計									
		人	人	人	人	人	人	○ 人									
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数		1級	2級	3級	計												
		人	人	人	人												
[8] 精神障害の状況		1. 自閉スペクトラム症(広汎性発達障害、自閉症など)		4. てんかん性精神病		5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)											
		人		人		人											
		2. 統合失調症		3. 気分障害(周期性精神病、うつ病性障害など)		計											
		人		人		人											
[9] 「てんかん」の状況		[10] 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数											
		人		うちダウン症の人数		うちダウン症の人数											
				人		人											
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数		1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計									
		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内									
		人		人		人		人									
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数								人									
								人									

[13]支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上すること ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4 （侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2 （ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理 （コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
	3. ストーマの管理 ※3 （人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引 （口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 摘便	人	
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給 （胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理 （がん末期のペインコントロール）	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15]複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人	
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人	
	3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人	
	4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人	
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1 ページ目に「18.施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動		人				
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動		人				
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動		人				
	4. その他の日中活動の場等で活動		人				
		計		● 人			
[18]成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1. 後見		2. 保佐		3. 補助		
	人		人		人		

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19]－A 2019年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること				
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと								
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)		
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設		
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)		
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護		
6.特別支援学校寄宿舎		※前年度1年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。		6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援A型		
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援B型		
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院				
14.一般病院・老人病院			計		14.救護施設		計	
[19]－B 2019年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 （平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間）				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1)と(2)の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること				
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)		
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)		
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)		
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護		
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護		
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練		
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		※前年度1年間に退所された方の状況のみ計上してください。		7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援A型		
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援B型		
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等		
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計		
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※		
			計		14.老人福祉・保健施設		計	

[20] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間を調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在)期間を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [19]-B、(2)活動の場、2一般就労の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在)年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 介護保険サービスへの
移行・併給状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、
両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち4～7以外の介護 保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表8より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[22] 死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、
両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間を調査すること
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[19]-B、(1)生活の場、18死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	死亡場所 (別表9より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし		
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無			
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明		
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等 5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援	8. その他・不明		
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設		
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5	2. 要支援2	3. 要介護3	4. 要介護4	5. 要介護1		
別表7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	4. 訪問看護	5. その他			
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により					4. 家族の希望により	5. その他
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他			

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[23] 設置・経営主体（※）	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営（ <input type="checkbox"/> A. 直営 <input type="checkbox"/> I. 事業団 <input type="checkbox"/> U. 事務組合） <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営
（※）公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。	

[24] 経過的障害者支援施設	<input type="checkbox"/> 1. 指定を受けている <input type="checkbox"/> 2. 指定を受けていない
-----------------	--

[25] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県	2. 区市町村の数（ ）か所
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）か所	

[26] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（令和2年6月1日現在の在籍児）

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[27] 2019年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計
措置	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人

[28] 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

<input type="checkbox"/> 1. 一時保護委託を受けている <input type="checkbox"/> 2. 委託を受けていない
委託を受けている場合、2019年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）に受け入れた児童 人

[29] 入所理由（令和2年6月1日現在の在籍児）

- ※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計上のこと。
- ※2. 2019年度入所児の欄は、2019年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）に新規入所した人についてのみ計上のこと。

内 容	在籍児・者全員				うち2019年度入所児				
	主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因		
	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約	
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 家庭の経済的理由	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 保護者の養育力不足	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 虐待・養育放棄	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. きょうだい等家族関係	人	人	人	人	人	人	人	人
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人	人	人	人	人	人	人
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人	人	人	人	人	人	人	人
	2. 医療的ケア	人	人	人	人	人	人	人	人
	3. 行動上の課題改善	人	人	人	人	人	人	人	人
	4. 学校での不適応・不登校	人	人	人	人	人	人	人	人
	5. 学校就学・通学のため	人	人	人	人	人	人	人	人
	6. その他	人	人	人	人	人	人	人	人

[30]虐待による入所児の状況															
① 2019年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）															
		被虐待児					うち児童相談所から認定								
男		人					人								
女		人					人								
②虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース												人			
② 虐待の内容（※重複計上可）															
2019年度入所		1. 身体的虐待		2. 性的虐待		3. ネグレクト		4. 心理的虐待		計					
男		人		人		人		人		人					
女		人		人		人		人		人					
計		人		人		人		人		人					
④ 令和2年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数												人			
⑤上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数												人			
[31]在籍児の就学・就園の状況（令和2年6月1日現在）															
①就学前児童の状況（活動形態）							②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）								
1. 幼稚園への通園		人					1. 訪問教育		人						
2. 保育所に通所		人					2. 施設内分校・分教室		人						
3. 児童発達支援事業等療育機関		人					3. 特別支援学校小・中学部		人						
4. 園内訓練		人					4. 小中学校の特別支援学級		人						
5. その他		人					5. 小中学校の普通学級		人						
計		人					計		人						
③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）															
1. 訪問教育		人					4. 高等特別支援学校		人						
2. 施設内分校・分教室		人					5. 特別支援学校専攻科		人						
3. 特別支援学校高等部		人					6. 一般高校		人						
計		人					計		人						
④就学学年（令和2年6月1日現在）															
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
[32]家庭の状況（令和2年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント															
家庭の状況				人数				その内措置人数							
1. 両親世帯				人				人							
2. 母子世帯				人				人							
3. 父子世帯				人				人							
4. きょうだいのみ世帯				人				人							
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯				人				人							
6. その他				人				人							
計				人				人							
7. 兄弟姉妹で入所				世帯				人				世帯		人	

[33] 帰省の状況 (2019 年度実績)									
	1. 週末(隔週)ごとに帰省	2. 月に1回程度	3. 年に1~2回程度	4. 帰省なし					
措置	人	人	人	人					
契約	人	人	人	人					
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由(主な理由)									
	1. 家族がいない			人					
	2. 地理的条件で困難			人					
	3. 本人の事情で帰らない			人					
	4. 家庭状況から帰せない			人					
	5. その他(理由)			人					
[34] 面会等訪問の状況 (2019 年度実績)									
	1. 家族の訪問なし			人					
	2. 週末(隔週)ごとに家族が訪問			人					
	3. 月に1回程度家族が訪問			人					
	4. 年に1~2回程度家族が訪問			人					
	5. 職員が引率して家庭で面会			人					
	6. 面会の制限が必要な児童			人					
	計			人					
[35] 退所児・者の状況									
①2019年度の退所児・者数									
	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②2019年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人									
③2019年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
□1. 実施した _____ 人 _____ 回 □2. 実施していない									
[36] 障害の状況 (令和2年6月1日現在)									
①重度加算認定数		措置費	人	施設給付費(契約)	人				
②強度行動障害加算認定数		措置	人	契約	人				
③重度重複障害加算認定数		措置	人	契約	人				
④行動上の困難さの状況 ※重複計上可									
行動特性		月1回程度	週1回以上	行動特性	月1回程度	週1回以上			
1. 強いこだわり		人	人	10. 盗癖	人	人			
2. 自傷行為		人	人	11. 性的問題	人	人			
3. 他傷、他害		人	人	12. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人			
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 不潔行為(弄便・唾遊び等)	人	人			
5. 無断外出		人	人	14. 弄火	人	人			
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 睡眠の乱れ	人	人			
7. 多動・飛び出し行為		人	人	16. 緘黙	人	人			
8. 寡動・行動停止		人	人	17. その他	人	人			
9. 徘徊・放浪		人	人						

[37]服薬の状況（令和2年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）				
① 服薬の内容				
抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠導入薬	
	人	人	人	
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病	
	人	人	人	
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他	
人	人	人		
② 受診形態と受診科目の状況（2019年度実績）※受診科目は2019年度の実人数と延べ回数				
受診科目	実人数	延べ回数		
1. 精神科・脳神経外科	人	回		
2. 小児科・内科	人	回		
3. 外科・整形外科	人	回		
4. 歯科	人	回		
5. その他	人	回		
合計	人	回		
[38]入院の状況 ※該当する番号の□にレ点を記入				
①2019年度の入院				
□1. 入院あり（_____人 延べ日数_____日（うち付添日数_____日）		□2. ない		
②健康保険の資格停止・無保険（契約児）				
□1. いる（2019年度延べ_____人 令和2年6月1日現在_____人）		□2. ない		
③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（2019年度～現在まで）				
□1. ある（_____人 延べ_____回）		□2. ない		
④ 医療費の支払いの滞納事例（令和2年5月末現在）				
□1. いる（_____人 延べ_____円）		□2. ない		
[39]施設建物の形態				
※該当する番号の□にレ点を記入				
※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。				
□1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）				
□2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）				
□3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）				
□4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）				
□5. 敷地外に生活の場を設けている(自活訓練も含む)				
⇒SQ（_____）か所、その場合、食事は(□1. 本体施設から配食 □2. 自前調理 □3. 配食+自前調理)				
[40]スペースと生活援助スタッフの構成				
※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[39]施設建物の形態について「□1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。				
※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。				
生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[41] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(令和2年6月1日現在) ※該当する番号の口にレ点を記入						
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 今後実施する予定 自活訓練加算対象 措置 _____人 契約 _____人 加算対象外(独自の事業) _____人						
[42] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等						
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 法人内の他施設が実施している <input type="checkbox"/> 3. 実施していない 実施している場合、事業内容別に2019年度(令和元年4月～令和2年3月31日)の実施件数等						
①訪問療育等指導事業					件	
②外来療育等相談事業					件	
③施設支援事業	保育所・幼稚園				件	
	学校				件	
	作業所				件	
	その他				件	
[43] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入						
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施していない						
実施の市区町村数		日中一時支援事業の2019年度の実績(実施している事業所のみ)(令和元年4月1日～令和2年3月31日)				
市区町村	実人員				延べ人数	
	人				人	
[44] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の口にレ点を記入						
<input type="checkbox"/> 1. 実施している <input type="checkbox"/> 2. 実施していない ⇒SQ 2019年度(令和元年4月1日～令和2年3月31日)の受入れ						
①小・中・高校生のボランティア・体験実習					人	
②民間ボランティア					人	
③学校教員・教職免許の体験実習					人	
④単位実習	保育士				人	
	社会福祉士・主事				人	
⑤施設職員の現任訓練					人	
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)()					人	
[45] 地域との交流 ※該当の全ての口にレ点を記入						
<input type="checkbox"/> 1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加 <input type="checkbox"/> 6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施 <input type="checkbox"/> 2. 地域住民の施設行事への参加 <input type="checkbox"/> 7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 3. 施設と地域との共催行事の実施 <input type="checkbox"/> 8. 施設設備の開放や備品の貸し出し <input type="checkbox"/> 4. 地域住民をボランティアとして受け入れ <input type="checkbox"/> 9. その他() <input type="checkbox"/> 5. 地域の学校等との交流						
[46] 児童と直接支援職員の比率(令和2年6月1日現在)						
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。 但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。 ※小数第2位以下を四捨五入すること						
①定員との比率	定員	人	÷	直接支援職員数	人	= .
②在籍児童数との比率	在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	= .

[47] 施設の運営費							
① 現行の加算 ※該当の全ての□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 児童指導員等加配加算		<input type="checkbox"/> 8. 入院・外泊時加算		<input type="checkbox"/> 2. 職業指導員加算		<input type="checkbox"/> 9. 自活訓練加算	
<input type="checkbox"/> 3. 重度障害児支援加算		<input type="checkbox"/> 10. 入院時特別支援加算		<input type="checkbox"/> 4. 重度重複障害児加算		<input type="checkbox"/> 11. 地域移行加算	
<input type="checkbox"/> 5. 強度行動障害児特別支援加算		<input type="checkbox"/> 12. 栄養士配置加算		<input type="checkbox"/> 6. 心理担当職員配置加算		<input type="checkbox"/> 13. 栄養マネジメント加算	
<input type="checkbox"/> 7. 看護職員配置加算		<input type="checkbox"/> 14. 小規模グループケア加算					
② 自治体の加算措置 ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択							
1. 職員配置等の事務費の補助		<input type="checkbox"/> a. ある		<input type="checkbox"/> b. ない			
2. 事業費に対する加算措置		<input type="checkbox"/> a. ある		<input type="checkbox"/> b. ない			
[48] 在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画 ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 今後の対応の方針							
<input type="checkbox"/> 1. 児童施設として維持		<input type="checkbox"/> 2. 障害者支援施設を併設		<input type="checkbox"/> 3. 障害者支援施設に転換			
② 児童施設の定員							
<input type="checkbox"/> 1. 現行定員を維持する		<input type="checkbox"/> 2. 定員を削減する		⇒削減数 _____人			
③ 障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造							
<input type="checkbox"/> 1. 身体障害の車椅子対応		⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能		<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要		<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難	
<input type="checkbox"/> 2. 盲・ろうあ児の受入れ		⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能		<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要		<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難	
[49] 在所延長している児童の今後の見通し(本人の能力等からみて)							
1. 家庭引き取り		_____人					
2. 単身生活		_____人					
3. 障害者支援施設の対象		_____人		⇒うち令和2年度末までに移行が可能な人		_____人	
4. グループホームの対象		_____人		⇒うち令和2年度末までに移行が可能な人		_____人	
[50] 児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入							
① 児童福祉司等の訪問		<input type="checkbox"/> 1. 2019年度に訪問があった ⇒児童相談所数 _____か所 _____回					
		<input type="checkbox"/> 2. 児童福祉司等の訪問はない					
② 児童相談所との連携		<input type="checkbox"/> 1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 4. 特に行っていない					
③ 措置児童の18歳以降の対応		<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない					
		<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない					
		<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる					
④ 契約児童の18歳以降の対応		<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない					
		<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない					
		<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる					
		<input type="checkbox"/> 4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる					
[51] 利用者負担金の未収状況等							
2019年度の未収分		_____人		総額 _____円		うち平成30年度以前の未収分 _____人	
						総額 _____円	
[52] 2019年度の苦情受付の件数							
_____件		その内容		_____件		_____件	
		1. 施設運営に関すること		2. 生活支援に関すること		3. その他	
[53] 第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 月1回程度		<input type="checkbox"/> 2. 学期に1回程度		<input type="checkbox"/> 3. 年に1回程度		<input type="checkbox"/> 4. 相談の機会はない	

ご協力いただき誠にありがとうございます